

令和2年度

定期監査結果報告書

米原市監査委員

米 監 委 第 2 3 号
令和3年(2021 年) 6 月 7 日

米 原 市 長 様
米 原 市 議 会 議 長 様
米 原 市 教 育 長 様
米原市選挙管理委員会委員長 様
米原市公平委員会委員長 様
米 原 市 農 業 委 員 会 長 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 鏑 田 明

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項に基づき執行した令和 2 年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年度 定期監査結果報告書

目 次

第1	監査の対象および期日	1
第2	監査の方法および手続	2
第3	監査の結果	2
	内部統制体制の整備推進について	3
	管財課合議が不要な少額随意契約について	5
	予定価格の事前公表について	11
	新型コロナウイルス感染症対策事業について	19
	その他個別事項について	35
	総務部	35
	地域振興部	39
	健康福祉部	40
	経済環境部	42
	土木部	43
	教育部	44
	前年度の監査意見に対する措置および対応の状況	48
第4	むすび	50

【注 記】

- ① 文中および表中に記載する金額は、特に表示のあるものを除き、原則として千円単位で表示し単位未満は四捨五入する。該当数値がない場合は「―」、負のものは「△」で表示する。また、比率（％）は小数点以下第2位を四捨五入する。
- ② 法令名等を文中で使用する場合は、次のとおり省略して表記する。その他の法令および要綱などについては、法令年、法令番号、告示年、告示番号などは省略する。
 - 「地方自治法（昭和22年法律第67号）」 → 「法」
 - 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」 → 「施行令」
 - 「米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号）」 → 「契約規則」
 - 「米原市随意契約のガイドライン」 → 「随契ガイドライン」
 - 「米原市予算規則（平成17年米原市規則第36号）」 → 「予算規則」
 - 「米原市会計規則（平成17年米原市規則第37号）」 → 「会計規則」
 - 「米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号）」 → 「補助金規則」
 - 「〇〇事業補助金交付要綱（要項、要領）」 → 「補助金要綱（要項、要領）」
 - 「米原市行政財産使用料条例（平成17年米原市条例第52号）」 → 「使用料条例」

令和２年度 定期監査結果報告書

第１ 監査の対象および期日

出先機関を除く全所属について、次のとおり監査を実施した。

監 査 の 対 象	ヒアリングの期日	監 査 基 準 日
地 域 振 興 部 山東伊吹地域協働課	令和２年１１月１８日	令和２年１０月１日
地 域 振 興 部 米原近江地域協働課		
総 務 部 人 権 政 策 課		
総 務 部 管 財 課		
会 計 室		
総 務 部 総 務 課 (選挙管理委員会事務局)	令和２年１１月２４日	令和２年１０月１日
総 務 部 財 政 課		
市長直轄組織秘書室		
政策推進部情報政策課		
政策推進部政策推進課		
土 木 部 建 設 課	令和２年１２月２２日	令和２年１１月１日
土 木 部 上 下 水 道 課		
土 木 部 都 市 計 画 課		
市 民 部 税 務 課	令和２年１２月２４日	令和２年１１月１日
市 民 部 保 険 課		
市 民 部 収 納 対 策 課		
市 民 部 防 災 危 機 管 理 課		
こども未来部 保育幼稚園課	令和３年１月２２日	令和２年１２月１日
こども未来部 子育て支援課		
教 育 部 生 涯 学 習 課		
教 育 部 図 書 館		
健 康 福 祉 部 健康づくり課	令和３年１月２６日	令和２年１２月１日
健 康 福 祉 部 社 会 福 祉 課		
健 康 福 祉 部 くらし支援課		
議 会 事 務 局		
農 業 委 員 会 事 務 局	令和３年２月１９日	令和３年１月４日
経 済 環 境 部 林 務 課		
経 済 環 境 部 農 政 課		
経 済 環 境 部 環 境 保 全 課		
経 済 環 境 部 商 工 観 光 課	令和３年２月２２日	令和３年１月４日
教 育 部 学 校 給 食 課		
教 育 部 学 校 教 育 課		
教 育 部 教 育 総 務 課		
教 育 部 歴 史 文 化 財 保 護 課		
監査委員事務局・公平委員会事務局		

*監査の対象部局は、監査基準日時点での名称で表記している。以下のページについても同様とする。

第2 監査の方法および手続

法第199条第4項の規定に基づき、別表に示す監査基準日現在における令和2年度一般会計、特別会計、水道事業会計および下水道事業会計について、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、定期監査を実施した。監査に当たっては、米原市監査基準（令和2年米原市監査委員告示第2号）に準拠して実施し、事前に定期監査調書および関係資料の提出を求めて事務局職員による予備調査を行った上で、その結果を踏まえて、所属長および関係職員の説明により現状把握に努めるとともに、公費が市民の税金その他貴重な財源で賄われていることを念頭に置いて、米原市行財政全般の適法性、効率性、有効性、公平性などについて慎重に考察した。なお、ヒアリングの実施においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、最小限の関係職員の出席を求め3密防止対策を施した上で実施した。

令和2年度の定期監査では、従来の監査調書に基づく内容調査のほか、①「内部統制におけるリスク管理の状況（前年度から継続調査）」、②「管財課合議が不要な少額随意契約」、③「競争入札における高率（95%以上）の落札事例」、④「新型コロナウイルス感染症対策事業」の4つを重点的な監査項目として調査を実施した。

監査の中で改善や注意が必要と判断したものについては、組織全体に係るものを共通事項として意見を記載し、個別事項に対するものは、部局別所属別に意見を記載した。また、前年度の監査で意見した事項については、法第199条第12項の規定に基づき市長等から提出された定期監査意見等に対する措置状況の報告内容が適正に処理されているかの確認および評価を行った上で、継続した取組が必要と思われるものについては今回も意見し、一定の成果を伴うものや意見を受けて対応が行われていると判断したものについては、一括してその状況を記載した。

なお、次の業務に係る監査に際しては、古澤宏之監査委員を法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

*指定管理事業（近江母の郷文化センター・米原公民館・近江公民館）

第3 監査の結果

監査は試査によるものであり、全ての事業について精査できたわけではないが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期となった事業を除き、監査対象とした事務事業は、予算および関係法令、条例、規則などに準拠し、おおむね適正に執行管理されているものと認められた。しかしながら、中には改善や注意または検討を必要とするものがあるので、「意見および要望」として記載した。なお、「意見および要望」は今後の改善等を求めるものであることから、監査時点で米原市事務分掌規則（平成17年米原市規則第9号）に明確に規定されていない事務等については、本職の判断で関係性が強いと思われる所属に記載し、監査時に口頭で改善等を促した軽微な事項については、記載を省略している。

については、これらを真摯に受け止め、「実効性ある措置」を速やかに講じるとともに、市民福祉の増進と効率的な行政執行の確保に向け、速やかに対応されるよう望むものである。

内部統制体制の整備推進について〔共通事項〕

平成 29 年の法改正で、都道府県および指定都市に対しては「内部統制体制の整備および運用に関する基本方針の策定」等が義務付けられた。本市においては努力義務となっているが、市の行財政事務を適正に執行していくには、早期に内部統制体制を整備推進していく必要があると考えるため、昨年度に引き続き、各所属におけるマニュアルの整備状況やリスク管理の状況等について調査を行った。

その結果、組織全体で対応し、改善していく必要があると考えるものがあつたので、次のとおり意見する。ついては、新庁舎の開庁に伴い組織改編を行ったことを契機として、早期に内部統制を推進する部署を明確化し、改善に向けた取組を始められたい。

◎意見および要望

①業務マニュアルの整備状況について

本市 39 部局における業務マニュアルの整備状況（窓口電子マニュアルを除く。）を確認したところ、主な業務について整備済みが 23 部局、整備中が 5 部局、未整備が 11 部局で、所管業務全てにおいて整備済みの部局はなかった。前年度と比べ、主な業務について整備を進めたところが増え一定の改善が見られたものの、依然としてほとんどの部局において、一部の業務に限られたマニュアル整備に留まっていることから、マニュアル作成は所管業務全てにおいて進めていただきたい。

なお、一部の部局においては、引継書に事務手順等が記載されているため、業務マニュアルとしては整備していないとの回答があつたが、業務マニュアルは、業務所管部署の職員をはじめ全ての市職員が常時見られる環境で整備される必要があり、担当者間での引継書とは果たすべき役割が違うものであることを認識する必要がある。

業務マニュアルが整備されていない状況では、職員個人の経験や知見等により事務手続における対応や処理の仕方が異なることがあり、組織として一定の業務水準が保てない等の問題がある。近年、本市では職員の不祥事が断続的に発生している状況であるが、業務マニュアルの整備は不祥事防止や事務ミス防止に有効であり、かつ内部統制体制の推進に必要であるため、早急に整備を進める必要があると考える。

今後は、内部統制を可視化してリスクに対応することが重要であるが、まずは事務手続の明確化を図り、組織内で統一した業務マニュアルの整備を行われたい。

▼業務マニュアルの整備状況

所属（部）	（課）	マニュアル 整備状況	所属（部）	（課）	マニュアル 整備状況
市長直轄組織	秘書室	△	経済環境部	商工観光課	○
政策推進部	政策推進課	○		農政課	×
	情報政策課	×		林務課	○
総務部	総務課	○		環境保全課	×
	財政課	○	土木部	建設課	×
	管財課	○		都市計画課	△
	人権政策課	○		〃（駐車場特会）	×
地域振興部	地域協働課	○		上下水道課(上水)	△
市民部	防災危機管理課	○	教育部	上下水道課(下水)	×
	税務課	×		教育総務課	○
	収納対策課	△		学校教育課	×
	保険課	○		学校給食課	○
	〃（国保特会）	○		生涯学習課	○
	〃（後期特会）	○		図書館・はにわ館	○
健康福祉部	くらし支援課	×		歴史文化財保護課	○
	〃（介護特会）	○	会計室		○
	社会福祉課	△	議会事務局		○
	健康づくり課	○	監査委員事務局		○
こども未来部	子育て支援課	○	農業委員会事務局		×
	保育幼稚園課	×			

※マニュアル整備状況区分 ◎：所管業務全てにおいて整備済み

○：一部の業務について整備済み

△：整備中

×

②準公金取扱マニュアル等の作成について

各所管課が事務局を担当している団体等会計の準公金保管取扱については、高リスクを伴う業務としてこれまでから意見しているところであるが、今回の監査においても依然として保管取扱状況が部署によって異なり、市全体で統一した対応がされていない状況であった。

準公金の保管取扱においては、危機管理意識を強く持ち内部統制が十分に機能する体制の下で適正な管理を行う必要があるため、令和3年5月から新庁舎での住民サービスがスタートしたことを機に、組織全体で統一した準公金の取扱および保管に係るルールを定め、適正な管理に努めていただきたい。

管財課合議が不要な少額随意契約について〔共通事項〕

地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札が原則とされており、随意契約は、施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に該当すると認められた場合にのみ実施できる例外的な契約方法である。随意契約については、これまでの定期監査等で、適法性などの視点から契約案件ごとに監査してきたが、前例踏襲や安易な判断など説明責任が果たせないまま適用される案件が見受けられ、多くの課題があると意見してきた。

また、随意契約は一般競争入札に比べて手続が簡略であり、相手方が特定した者であることから、競争入札ではその全てを明らかにすることができないような資力、信用、技術、経験など相手方の能力を熟知の上、選定することができる。そのため、運用が適切なものであればその長所を発揮し、所期の目的を効率的に達成することができるが、反面、その運用を誤ると、公平性が欠如し相手方の固定化を招くおそれや、業者選定の仕方によっては価格の高止まりや不適正な価格による契約となるなど、結果として公正な取引の確保を損なう可能性があるため、その運用に当たっては厳正に行う必要がある。

そこで、本市の随意契約の現状を把握するとともに、随意契約に係る事務が契約規則その他の法令に基づき適正かつ効率的に実施されているか、特に管財課の合議が不要な少額随意契約について検証することにより、契約事務の一層の公平性、適正性、透明性の確保を図り、円滑な運用に資することを目的として監査を実施した。

1 監査の対象

前年度（令和元年度）に契約締結した工事請負費、修繕費、委託料およびそれ以外（備品購入など）の随意契約のうち、契約規則第 23 条第 1 号、第 2 号および第 6 号に定める金額の範囲内の随意契約（管財課合議が不要な少額随意契約）で 10 万円以上のものとし、随契ガイドラインで規定する事例番号が 2-9 から 2-13 まで、2-17、2-21、2-27 および 3-1 から 3-3 までに該当する随意契約については、監査の対象外とした。

2 随意契約の執行状況

▼令和元年度の所管課別随意契約件数および支出負担行為額

所管課	契約数 (件)	構成比 (%)	支出負担行為額 (円)	構成比 (%)
地域協働課	12	3.7	4,487,385	4.0
総務課	2	0.6	297,600	0.3
管財課	15	4.6	5,248,530	4.7
人権政策課	3	0.9	905,974	0.8
秘書室	1	0.3	115,500	0.1
税務課	5	1.5	1,754,053	1.6
収納対策課	2	0.6	319,000	0.3
防災危機管理課	13	4.0	3,805,766	3.4
くらし支援課	2	0.6	554,040	0.5
健康づくり課	2	0.6	888,800	0.8
子育て支援課	14	4.3	3,748,804	3.4
保育幼稚園課	5	1.5	1,567,198	1.4
商工観光課	17	5.2	7,723,444	6.9
環境保全課	3	0.9	475,240	0.4
建設課	22	6.8	9,557,250	8.6
都市計画課	12	3.7	3,783,444	3.4
教育総務課	30	9.2	8,281,822	7.4
学校教育課	10	3.1	1,659,263	1.5
学校給食課	13	4.0	3,614,555	3.2
生涯学習課	24	7.4	11,721,367	10.5
図書館	6	1.8	2,481,519	2.2
歴史文化財保護課	8	2.5	2,995,280	2.7
上下水道課（水道事業）	93	28.6	29,829,300	26.8
上下水道課（下水道事業）	11	3.4	5,444,800	4.9
計	325	100.0	111,259,934	100.0

※所管課からの報告があった随意契約かつ監査対象とした随意契約のみ集計している。

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したものであるため、計と一致しない。

令和元年度において随意契約で執行された契約は325件あり、所管課別の執行件数は、上下水道課（水道事業および下水道事業）の104件（32.0%）が最も多く、次いで教育総務課の30件（9.2%）、生涯学習課の24件（7.4%）の順となっている。

支出負担行為額で見ると、全体で111,259,934円となっており、上下水道課（水道事業および下水道事業）の35,274,100円（31.7%）が最も多く、次いで生涯学習課の11,721,367円（10.5%）、建設課の3,783,444円（8.6%）の順となっている。

▼令和元年度の科目別随意契約件数および支出負担行為額

科目別	契約数 (件)	構成比 (%)	支出負担行為額 (円)	構成比 (%)
需用費（修繕料）	60	18.5	24,475,397	22.0
需用費（印刷製本費）	12	3.7	3,344,693	3.0
需用費（消耗品費）	9	2.8	2,318,335	2.1
使用料及び賃借料	2	0.6	409,211	0.4
委託料	85	26.2	24,734,054	22.2
工事請負費	128	39.4	50,030,626	45.0
備品購入費	29	8.9	5,947,618	5.3
計	325	100.0	111,259,934	100.0

※所管課からの報告があった随意契約かつ監査対象とした随意契約のみ集計している。
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したものであるため、計と一致しない。

科目別では、工事請負費の128件（39.4%）が最も多く、次いで需用費（修繕料、印刷製本費、消耗品費）81件（25.0%）、委託料85件（26.2%）の順となっている。

▼令和元年度の随意契約の根拠規定の適用状況および件数

根拠規定 施行令第167条の2第1項各号	件数
1号 少額随契	314
2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	9
5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	2
計	325

※所管課からの報告があった随意契約かつ監査対象とした随意契約のみ集計している。

施行令第167条の2第1項各号で規定されている根拠法令の適用は、少額随意契約が全体の96.6%を占めていた。

▼令和元年度の随意契約のうち特命随意契約の適用状況および件数

特命随意契約理由 (契約規則第24条第2項)	件数
2号 契約の目的が代替性のないものであるとき。	25
5号 緊急を要し、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。	106
6号 分解検査等の後でなければ見積もりのできない物品の修繕をするとき。	16
計	147

※所管課からの報告があった随意契約かつ監査対象とした随意契約のみ集計している。

監査対象とした 325 件の随意契約のうち、147 件（45.2%）が 1 者のみから見積書を徴する特命随意契約であった。契約規則第 24 条第 2 項で定める事項のうち、5 号の「緊急を要し、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。」が 106 件と最も多く、全体の 72.1%を占めていた。また、106 件中 82 件は、上下水道課の工事請負費等で執行されており、配水管、給水管、下水道管などの漏水等緊急修繕によるものであった。

◎意見および要望

①履行確認の徹底について

随意契約に係る事務手続について確認したところ、契約規則に規定されている履行に係る必要な届出等の書類の作成または入手がされておらず、契約規則に沿った適切な事務手続が行われていないもののほか、検査日等の必要な記載がないものや日付の矛盾など、書類の整合性がないものもあった。特に、委託業務に係る着手届（契約規則第 90 条）、完了届（契約規則第 88 条）および目的物引渡書（契約規則第 88 条第 5 項）を契約の相手方から入手していないものが見受けられた。

契約事務に係る履行確認においては、仕様書等で規定した業務内容が適正に実施されているかを各種届出書、実績報告書、成果物等の証拠書類と照合を行うことにより、適正かつ的確に履行確認することが求められている。特に、多種多様な事業が実施される委託業務の執行においては、法令に定めるもののほか、当該事業の目的や性質に応じて個々具体的に適正かつ的確な履行確認を行う必要があると考える。また、契約により得られた成果や効果について検証を行うことは、公金の適切な支出の確保とともに市民への説明責任を果たす上で、極めて重要なことである。

今後は、一層の公平性、適正性、透明性の確保を図るため、契約規則に基づく適切な事務手続を行い、得られた成果や効果について検証を行うとともに、適正かつ的確な履行確認に努められたい。

②随意契約の要件について

随意契約は、その必要性が認められる場合に限り得る例外的な契約方法であるため、施行令において随意契約によることができる要件が定められている。その要件は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までに限定列挙されているが、法律上の文言が抽象的で、契約事務担当者の主観で判断される危険性があるため、市では、平成 21 年度に随契ガイドラインを策定し、更に具体的かつ客観的に適用要件を定めている。そのため、随意契約により契約を行う場合は、随契ガイドラインに基づき、経済的合理性や緊急性、技術の特殊性などについて客観的、総合的に判断し根拠を明確にするとともに、その適用に当たっては要件を限定的に解釈する必要がある。

監査対象となった 325 件の随意契約のうち、147 件（45.2%）が 1 者より見積書を徴する特命随意契約であり、うち 106 件が緊急要件での特命随意契約となっていた。特命

随意契約を行う場合においては、1者のみ見積書を徴して契約の相手方とすることから、競争原理が働いておらず、真にその者しかできないのか、長期にわたって契約している金額が適正な価格なのか等を技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断することが極めて重要である。しかし、一部の契約においては、随意契約理由として「業務に精通している。」や「過去に実績がある。」等を上げる事案が見受けられた。こうした理由だけでは、事業者選定の客観的妥当性に欠けており、他者を排除してその一者を選定した具体的な理由にはなり得ない。随契ガイドラインでも、「明確な根拠もなく最も安価である、契約実績がある、経験が豊富である、あるいは業務を熟知しているというような、業者の性質を記載しても、それは特命理由として採用できません。」と記載されていることから、決裁過程においては、随意契約理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。

また、特命随意契約の理由として緊急要件によるものが多くあったが、随意契約理由書には、事象の発生日、場所、発生原因等が記載されておらず、緊急要件に該当するかを客観的に判断することができないものが散見された。前述したように、随意契約は、その必要性が認められる場合に限ってできる例外的な契約方法であるため、随契ガイドラインに規定されているように、経済的合理性や緊急性、技術の特殊性などについて客観的かつ総合的に判断し根拠を明確にする必要がある。なお、その理由については、市民に対し、より詳細な説明責任を負うとの認識を持ち、誰が見ても客観的に判断できるよう、緊急性を要する理由とともに、事象の発生日、場所、発生原因等の緊急性を明確に記載し、判断した理由および経緯を説明できるものとされたい。

③需用費における修繕料と工事請負費の取扱いについて

予算科目が需用費（修繕料）で支出されている業務の中には、工事請負契約書で契約を締結し執行されているものと、修繕請負契約書で契約を締結し執行されているものがあった。組織の中で統一した事務手続が行われておらず、内部統制が働いているとはいえない状況であった。

▼確認した事務手続

予算科目	契約内容	各課で行われていた事務手続
需用費（修繕料）	修繕工事請負契約	予算執行事務マニュアルに基づく手続 契約規則（工事請負）に基づく手続
	工事請負契約	契約規則（工事請負）に基づく手続

本来、予算科目は、予算規則第3条第4項「歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記に定める歳出予算に係る節の区分とする。」と規定されており、財政課で目的に応じた予算配分が行われている。また、需用費における修繕料に該当するものとして、地方公共団体歳入歳出科目解説では「備品の修繕、

部品の取替えのための費用である。また家屋等の小修繕で請負にまで至らないもの（工事の概念に入らないもの）が該当するのであって、大修繕、改築等は工事請負費の節から支出されるべきものである。」と解説されている。

つまり、予算配分の段階で目的別に予算が配分されており、その科目ごとに事務処理を統一する必要がある。現状、本市において需用費に関する事務の取扱いについては、予算事務執行マニュアルに記載はあるものの契約規則には規定がないため、各所属や担当者により異なる事務処理が行われていることから、予算科目「需用費（修繕料）」と予算科目「工事請負費」の取扱いについては、市の統一的な見解を明確に職員に示し、組織全体における内部統制の推進を図られたい。

予定価格の事前公表について〔共通事項〕

1 監査の目的および対象

予定価格の事前公表実施の適否については、十分検討した上で、弊害が生じることがないように扱うものとされている。これまでの所管課への監査において、予定価格を事前公表している入札について高率で落札されている事案が散見されたため、令和元年度および令和2年度において予定価格を事前公表した入札のうち、落札率 95%以上で落札されたものについて、所管課からの報告および関係書類の提出を求め監査を実施した。

2 予定価格について

(1) 国および地方自治体の動向

(国土交通省：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 参考)

予定価格については、国では、入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札前には公表しないものとされている。

地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定がないことから、事前公表の実施の適否については、十分検討した上で上記弊害が生じることがないように扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとされている。また、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底することとされている。

(2) 予定価格の事前公表の状況（入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果より）

調査対象機関 国 : 19 機関

特殊法人等 : 125 法人

地方公共団体 : 47 都道府県、20 指定都市、1,721 市区町村（指定都市を除く。）

調査対象時点 令和元年 11 月 1 日現在（一部 平成 31 年 3 月 31 日時点）

①全国における予定価格の事前公表の状況

予定価格等の事前公表（案件により事後公表および事前公表を併用、原則事前公表で一部の案件で事後公表を試行も含む。）を行っている団体は、都道府県においては 31 団体（65.9%）、指定都市においては 13 団体（65.0%）、市区町村においては 942 団体（54.7%）となっている。

▼全国における予定価格の事前公表の状況

	全案件 事後公表	案件により 事後公表および事前 公表を併用	原則事前公 表で一部の 案件で事後 公表を試行	全案件 事前公表	全案件 非公表	原則非公 表、一部案 件で事後公 表	原則非公 表、一部案 件で事前公 表
都道府県	16	8	9	14	0	0	0
指定都市	7	8	1	4	0	0	0
市区町村	665	213	83	646	90	16	8

②滋賀県内における予定価格の公表状況

全案件事前公表を行っている団体は滋賀県内で7団体（35.0%）、全案件事後公表を行っている団体は10団体（50.0%）、案件により事後公表および事前公表の併用を行っている団体が3団体（15.0%）となっており、県内市町の状況は下記のとおりである。

県・市町	予定価格の公表	県・市町	予定価格の公表
滋賀県	全案件事後公表	湖南市	全案件事前公表
大津市	全案件事前公表	高島市	全案件事前公表
彦根市	案件により事後公表および事前公表を併用	東近江市	全案件事後公表
長浜市	全案件事後公表	米原市	案件により事後公表および事前公表を併用
近江八幡市	全案件事後公表	日野町	全案件事後公表
草津市	全案件事前公表	竜王町	全案件事後公表
守山市	全案件事前公表	愛荘町	全案件事後公表
栗東市	全案件事前公表	豊郷町	全案件事前公表
甲賀市	全案件事後公表	甲良町	全案件事後公表
野洲市	案件により事後公表および事前公表を併用	多賀町	全案件事後公表

（３）予定価格の事前・事後公表のメリット・デメリット

一般的に事前公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者等の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることなどのデメリットが指摘されており、国では事前公表されていない。地方公共団体においては、事前公表の実施の適否について制度導入におけるメリットおよびデメリットを十分検討した上で、弊害が生じることがないように取り扱うこととされている。

	考えられるメリット	考えられるデメリット
予定価格の 事前公表	○入札・契約に係る透明性が向上する。 ○業者の積算に係る負担等が軽減できる。 ○職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為を未然に防ぎ、事前漏洩等の不正を防止できる。	▼談合が一層容易に行われる可能性がある。 ▼予定価格とほぼ同額に入札が可能となる。 ▼入札に参加する業者数が少なければ、競争性が十分確保されず、落札率が高止まりとなる。 ▼業者の積算の見積努力を損なわせる。 ▼予定価格から最低制限価格を推測することで低価格が増える可能性がある。 ▼積算能力が不十分な事業者でも予定価格を参考にして受注する事態が生じる。
予定価格の 事後公表	○業者の見積努力が促進される。	▼予定価格を探ろうとする不祥事発生のおそれがある。

（４）予定価格の事前公表と競争性の関係性

予定価格の事前公表は、競争が十分な場合と不十分な場合とではその意味合いが異なる。例えば、大都市など競争事業者が多数あり競争が十分働いている場合、予定価格を事前公表することにより制度的なメリットを受けやすいと考えられるが、一方、小規模市町村などの競争性が十分働いていない状況下においては、競争事業者が特定され談合が助長されたり、業者の積算放棄などにより落札率が限りなく 100%に近づく可能性がある。

（５）米原市の運用および現状

①予定価格の事前公表

本市においては、不祥事の発生防止を目的として、事前に予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、入札手続の透明性の確保を図るという観点に基づき平成 18 年 10 月 1 日から事前公表を行っている。予定価格の事前公表は、不正の回避につながるものの、適正な見積りにより競争を行うという本来あるべき姿を損なう状況が懸念されることから、適正価格での契約の推進と業者育成の観点に基づき、平成 22 年度からは予定価格 1 億円以上の工事を事後公表としており、総合評価方式の入札については、原則、事後公表としている。

▼米原市における入札方式

入札方式		対象入札	対象金額
総合評価落札方式		価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する場合	土木工事 2億円以上 その他の建設工事 (原則) 1億円以上
競争入札 制限付一般	建設工事	建設工事全般	130万円超
	委託業務	測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査の委託業務(土木系委託業務)	50万円超
指名競争入札	建設工事	見積期間を短縮した場合など変則的な案件	130万円超
	委託業務	土木系委託業務以外の業務	50万円超
	物品等調達	備品購入、リース、レンタル等全般	財産の買入れ 80万円超 物件の借入れ 40万円超
随意契約		例外的な案件	契約規則第23条に定める額

②最低制限価格および調整係数くじ番号の事後公表

建設工事の最低制限価格については、係数抽出変動型最低制限価格を平成25年1月1日から試行導入し、現在は、最低制限価格(最低制限基準額×調整係数)を事後公表としている。係数抽出変動型最低制限価格とは、予定されている入札の予定価格から一定の算定式に基づき算出された最低制限基準額(管財課で決定)に、入札当日に会場で抽選により決定される調整係数(「0.9950」から「1.0050」までの範囲を0.0005刻みで変動させる数値)を乗じ、最低制限基準額の上下それぞれ0.5%以内で変動させた額を、最低制限価格と決定している。

入札公告または入札指名通知する案件については、最低制限価格と合わせて調整係数のくじ番号についても事後公表としている。

▼米原市の予定価格の公表および最低制限価格の設定

対象業務		予定価格の公表	最低制限価格		
			設定	公表	係数抽出変動型の適用
建設工事	1億円未満	事前公表	最低制限基準額 (※1)	事後公表	○ (※2)
	1億円以上	事後公表			
委託業務	土木系委託	事前公表	最低制限価格	非公表	×
	土木施設 維持管理	事前公表	最低制限価格	非公表	×
	土木系委託 以外	非公表	設定なし		×
物品等調達		非公表			×

(※1) 総合評価落札方式の場合は、最低制限基準額は失格基準価格に読み替える。

(※2) 総合評価落札方式の場合は、係数抽出変動型は適用しない。

③令和元年度および令和２年度の入札状況

令和元年度および令和２年度において、予定価格を事前公表し入札を行ったものは、合計 249 件（令和元年度 122 件、令和２年度 127 件）あり、そのうち落札率 95%以上の契約は 20 件（令和元年度 10 件、令和２年度 10 件）であった。

令和３年３月３１日 時点

業種（大分類）	令和元年度			令和２年度		
	件数	落札率94%未満	落札率95%以上	件数	落札率94%未満	落札率95%以上
建築一式工事 格付B号、P点800以上	5	3	2	—	—	—
交通安全施設工事 単契	1	1	—	—	—	—
ほ装工事 単契（A、B）	2	2	—	2	2	—
土木一式工事 単契（A、B）	2	2	—	2	2	—
土木一式工事 単契（C）	2	2	—	2	2	—
電気設備工事	12	12	—	10	10	—
給排水冷暖房工事	9	8	1	7	4	3
建築附帯工事	8	8	—	1	1	—
建築一式工事 格付C号	9	7	2	12	9	3
機械設備工事	7	5	2	4	4	—
上下水道施設等管理	1	1	—	1	1	—
土木一式工事 格付A号	6	6	—	6	6	—
ほ装工事 格付B号	6	6	—	8	8	—
土木一式工事 格付C号	7	7	—	7	7	—
測量／補償コンサルタント	2	2	—	4	4	—
測量業務	8	8	—	5	5	—
建設コンサルタント／地質調査	3	3	—	—	—	—
建設コンサルタント	11	10	1	16	15	1
道路・公園等管理	1	1	—	1	1	—
水道施設工事 格付A号	2	2	—	1	1	—
土木一式工事 格付B号	8	8	—	12	12	—
地質調査業務	1	1	—	2	2	—
造園工事	1	1	—	1	1	—
ほ装工事 格付A号	5	3	2	12	9	3
橋梁上部工事、P点750以上	1	1	—	2	2	—
交通安全施設工事	1	1	—	2	2	—
水道施設工事 格付B号	1	1	—	0	0	—
水道施設工事 格付B号	—	—	—	3	3	—
建築附帯工事 格付B号	—	—	—	1	1	—
建築附帯工事 格付A号	—	—	—	1	1	—
建築附帯工事 格付B号	—	—	—	1	1	—
補償コンサルタント	—	—	—	1	1	—
合計	122	112	10	127	117	10

入札全体における落札率 95%以上の契約割合は、令和元年度が 10 件（8.2%）、令和２年度が 10 件（7.9%）となっており、内訳は次表のとおりである。

▼落札率95%以上で落札となったものの内訳

令和3年3月31日 時点

業種（大分類）	令和元年度			令和2年度		
	件数	落札率 95%～98%	落札率 99%以上	件数	落札率 95%～98%	落札率 99%以上
建築一式工事 格付B号、P点800以上	2	2	－	0	－	－
給排水冷暖房工事	1	－	1	3	2	1
建築一式工事 格付C号	2	－	2	3	1	2
機械設備工事	2	2	－	－	－	－
建設コンサルタント	1	－	1	1	－	1
ほ装工事 格付A号	2	－	2	3	－	3
合計	10	4	6	10	3	7

落札率 95%以上で落札されたもののうち、落札率 99%以上で契約したものの割合は、令和元年度が6件（60.0%）、令和2年度が7件（70.0%）であった。

また、落札率 95%以上で落札された20件のうち、応札者が複数者あり、落札者以外が全て失格となった入札が7件、応札者が1者のみの入札が5件の、計12件を占めており、落札率 95%以上で落札された入札のうち60%は、実質入札者が1者のみであった。

▼応札者が複数者あり落札者以外が全て失格となった入札

令和3年3月31日 時点

年度	件名	予定価格 (円)	最低制限価格 (円)	当初契約額 (円)	落札率 (%)	入札参加者	失格者数	契約者
令和2年	朝日通学路対策舗装工事	9,988,000	8,747,200	9,900,000	99.1	6	5	A社
令和2年	市道三吉西坂線舗装補修工事	20,493,000	18,023,500	20,460,000	99.8	6	5	A社
令和2年	市道春照清滝線舗装補修工事	34,067,000	30,182,900	34,067,000	100.0	6	5	A社
令和元年	市道藤川相撲庭線舗装補修工事	17,930,000	15,749,800	17,930,000	100.0	5	4	A社
令和元年	春照地区配水管布設替舗装復旧工事	13,046,000	11,441,100	13,046,000	100.0	5	4	A社
令和元年	蒸気発生器蓄熱槽交換工事	6,994,080	6,084,720	6,793,200	97.1	6	5	B社
令和元年	柏原小学校宅内下水道改修工事	2,112,000	1,843,600	2,112,000	100.0	3	2	C社

※金額は税込

応札者が複数者あり落札者以外が全て失格となった入札は、令和元年度が4件、令和2年度が3件の計7件となっており、いずれの入札も失格理由は「最低制限価格未満」であった。また、この7件のうち5件は、同業種・同格付の入札であり、5件とも同一事業者が、事前公表されている予定価格とほぼ同額（落札率 99%以上）で落札していた。なお、この5件の入札については、落札者以外の応札者は全て最低制限価格未満での入札により失格となっており、失格者の入札額はいずれも最低制限価格の1%以内に集中していた。入札当日に会場でくじにより決定される調整係数が別の調整係数であったとしたら、落札者は別の事業者になっていた。

▼応札者が1者のみの入札

令和3年3月31日 時点

年度	件名	予定価格 (円)	最低制限価格 (円)	当初契約額 (円)	落札率	入札参加者	失格者数	契約者
令和2年	河南中学校屋根瓦補強工事	3,953,400	3,402,300	3,949,000	99.9	1	0	D社
令和2年	山東グラウンドシェルター設置工事	2,787,400	2,412,300	2,783,000	99.8	1	0	D社
令和元年	三吉地区改良住宅分離工事その2	7,268,800	6,222,700	7,260,000	99.9	1	0	D社
令和元年	三吉地区改良住宅修繕工事	4,253,700	3,650,900	4,246,000	99.8	1	0	E社
令和元年	小田江樋門ゲート修繕工事	3,729,000	3,216,400	3,575,000	95.9	1	0	F社

※金額は税込

応札者が1者のみの入札は、令和元年度3件、令和2年度2件の計5件であった。5件のうち4件は、同業種・同格付の入札であり、うち3件は、公表されている予定価格とほぼ同額（落札率99%以上）で同一事業者が落札していた。

◎意見および要望

「(1) 国および地方自治体の動向」で記載したとおり、国では、予定価格は入札の前には公表しないものとされているが、地方公共団体においては、事前公表実施の適否について十分検討した上で、弊害が生じることのないよう取り扱うものとされている。

予定価格の事前公表は、地域による競争が十分な場合と不十分な場合とで制度的メリット・デメリットの受けやすさが異なり、特に、小規模な市町村など競争性が十分働いていない状況下においては、競争事業者が特定されることで談合の助長や事業者の積算放棄などにより落札率が限りなく100%に近づく可能性があり、制度的デメリットを受けやすいと考察する。滋賀県内においても、小規模な自治体については事後公表が採用されているところが多い。

本市では、主に制限付一般競争入札の建設工事および委託業務において予定価格の事前公表制度を採用していることから、令和元年度および令和2年度の予定価格を事前公表した入札のうち95%以上で落札されたものについて調査を行ったところ、上記のような現状があった。

これは、予定価格が事前公表されているため、入札参加事業者が、予定価格から最低制限価格を見込みやすくなっていることに加え、滋賀県による積算単価の公表や、事業者における積算ソフトウェアの導入等により事業者の積算能力が向上していることなどの理由から、最低制限価格の1%以内の範囲内に入札額が集中したと考察する。さらに米原市が導入している係数抽出変動型最低制限価格により最終的な最低制限価格がくじにより変動することから、結果として予定価格から最低制限価格を見込み入札した事業者が調整係数くじにより最低制限価格未満で失格となり、事前公表されている予定価格とほぼ同額で入札した

事業者が落札者になったと考えるところである。現行制度は入札妨害の防止を最優先するものと理解するところではあるが、結果的に入札参加事業者の積算の見積努力を損なわせるとともに、競争性が十分に確保されない状況が見受けられ、必要以上の行財政運営経費が発生していると考える。

上記の調査結果から、本市における予定価格の事前公表に係る弊害の現状を踏まえ、制度導入におけるメリットおよびデメリットについて、再度十分な検証を行った上で、予定価格事前公表制度導入の適否についても検討していただきたい。

なお、入札等発注に係る業務に関しては、これまでから市職員の不祥事が発生していることに鑑み、制度検討および改善については、職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図るとともに、業務遂行におけるリスク管理の推進を同時に進められたい。

新型コロナウイルス感染症対策事業について〔共通事項〕

1 監査の目的および対象

令和2年に発生した新型コロナウイルスに対し、国は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、ウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設した。本市においてもこの交付金を活用し、市民の生命と健康を守り、同時に市民生活や地域経済の回復および医療体制を堅持していくため、市民の暮らし緊急対策として総額約7.5億円（翌年度繰越分含む。）の補正予算を計上し、迅速に各種事業が実施された。本市では早急に支援金等を交付できるよう、事務事業に係る事務手続の簡素化を実施することで支援を必要とする市民の負担を減らし、事務専決区分についても所管課長の決裁のみで交付決定ができるものとして、申請から交付までの事務手続を迅速化した。

しかしながら、全国的には新型コロナウイルス関連の支援金等における不正受給や重複交付などが問題となっており、当市においても手続の簡素化により、本来執るべき事務手続を簡素化していることから、内部統制におけるチェック機能の低下が危惧されるため、今年度の監査では、市が実施している支援策のうち一部の事務事業について監査を行い、当該事業の対象経費や支給金額の決定等に係る事務手続が各種例規等に沿って適時適正に執行されているかを確認した。

▼調査対象事業

事業名	担当部署	監査基準日
米原応援クーポン券事業	経済環境部 商工観光課	令和2年12月28日
米原市小規模事業者減収緩和支援金	経済環境部 商工観光課	令和2年12月28日
米原市小規模事業者感染症対策補助金	経済環境部 商工観光課	令和2年12月28日
米原市小規模事業者経営発展対策補助金	経済環境部 商工観光課	令和2年12月28日
米原市農業者等減収緩和支援金	経済環境部 農政課	令和2年12月28日
米原市就学支援・奨学支援臨時給付金	教育部 教育総務課	令和2年11月30日
米原市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業	こども未来部 子育て支援課	令和2年11月30日
米原市学校休業等対応緊急応援金	こども未来部 子育て支援課	令和2年11月30日
米原市緊急経済対策住まい応援補助金	地域振興部 地域協働課	令和2年9月30日

2 事業別調査結果

①米原応援クーポン券事業（米原市商工会地域経済振興補助金）について《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	経済環境部 商工観光課
補助金の目的	[米原市商工会地域経済振興補助金交付要領] 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内店舗の支援および地域における消費喚起の促進等を目的に、米原市商工会が実施する米原応援クーポン券事業の必要な経費に対し、予算の範囲内において米原市商工会地域経済振興補助金を交付する。

【事業実績】

	予算額	実績額	差 引
事務経費	2,500,000 円	1,991,863 円	508,137 円
発行金額	67,500,000 円	42,273,000 円	25,227,000 円
計	70,000,000 円	44,264,863 円	25,735,137 円
発行枚数(A)、 使用枚数(B)	(A) 135,000 枚	(B) 84,546 枚	50,454 枚
利用率 (A/B)	65.8%（券種割合：共通券 57.9% 飲食店専用券 42.1%） 〔換金実績数 8,456 枚/配布実券数 12,849 枚〕		
利用方法	1,000 円支払ごとに 1 枚（500 円）利用可能		
クーポン券種類	10 枚綴り 5,000 円分 【内訳】 わくわくクーポン（共通券） 500 円×5 枚 わいわいクーポン（飲食店専用券） 500 円×5 枚		
配布方法	広報まいばら 8 月 1 日号と併せて、自治会を通じて各戸に 1 組（10 枚綴り 5,000 円分）を配布		
配布対象	米原市 13,500 世帯		
取扱店舗数	180 店舗		
利用期間	8 月 8 日（土）から 9 月 22 日（火）まで		
換金期間	8 月 11 日（火）から 10 月 22 日（木）まで		
事業効果	84,546 枚×1,000 円＝ 84,546,000 円		

【事業実施状況】

この事業は、米原市の 13,500 全世帯に対してわくわくクーポン券を配布することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内店舗の支援および地域における消費喚起の促進等を目的として実施された。クーポン券は、広報まいばらの配布と併せ自治会を通じて各戸に配布されており、地域と協働し創意工夫を持って円滑に事業が実施されていた。クーポン券の利用期間は約 1 か月余りと比較的短い設定とし、最終的な利用率は 65.8%であった。飲食店専用券の利用が共通券に比べ伸びなかったことから全体の利用

率を下げていると考えるが、補助事業としてはその目的を達成しており、即効性が高く期待していた効果があったものと評価する。

なお、人件費を含む事務経費は、1,991,863 円（人件費 712,997 円、需用費 128,677 円、役務費 79,779 円、印刷製本費 990,000 円、事務手数料 80,410 円）で、事業開始前の 7 月から事業終了後 10 月までの 4 か月間で適時適切に精算されており、地域における事業効果は、クーポン券の使用実績から 84,546,000 円となった。

②米原市小規模事業者減収緩和支援金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	経済環境部 商工観光課											
支 援 金 の 目 的	[米原市小規模事業者減収緩和支援金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、市内事業者に対し、売上高の減収緩和を目的に、予算の範囲内で米原市小規模事業者減収緩和支援金を交付する。											
対 象 者	令和2年2月1日時点および申請時点において次の全ての要件に該当するものとし、支援金の交付は、同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に住所を有する個人事業主または市内を本店所在地として法人登記を行う法人 (2) 雇用保険に加入する従業員の人数が20人以下の事業所 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、別表の算定方法による年間売上高の減収率が2割以上となる者 (4) 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (5) 令和元年度分までの市税等を滞納していない者 (6) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者											
交 付 額	支援金の額は、事業所内の従業員の人数（非正規労働者を含む。）に応じた交付額とする。 <table><tr><td>事業所内の従業員の人数（非正規労働者を含む。）</td><td>交付額</td></tr><tr><td>5人以下</td><td>5万円</td></tr><tr><td>6人以上10人以下</td><td>10万円</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>16人以上</td><td>20万円</td></tr></table>		事業所内の従業員の人数（非正規労働者を含む。）	交付額	5人以下	5万円	6人以上10人以下	10万円	11人以上15人以下	15万円	16人以上	20万円
事業所内の従業員の人数（非正規労働者を含む。）	交付額											
5人以下	5万円											
6人以上10人以下	10万円											
11人以上15人以下	15万円											
16人以上	20万円											

【事業実施状況】

この支援金は、市内事業者に対して、売上高の減収緩和を目的とし交付されるものであり、監査基準日において、222 件の申請に対し 222 件（100.0%）の交付決定が行われていた。

申請関係書類を確認したところ、影響を受けた令和2年分の営業等収入額について、ほとんどの申請者は、「新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた月の営業等収入額を示した帳簿等」の提出を受け審査が行われていたが、一部の申請者については、申請書兼請求書の裏面に手書きで記載された営業等収入額により審査が行われていた。所管課に確認したところ、国の「持続化給付金」の基準を準用し、申請書裏面に手書きされたものでも確認書類として認めているとの回答であった。また、この支援金は、事業所内の従業員数によって交付金額が異なるため、所管課では確認資料として、要綱で様式を定めた従業員名簿の提出を求めているのみで、申請書記載の「宣誓」により、申請者の自己申告に基づく審査が行われていた。

また、この支援金は、米原市小規模事業者経営支援金（以下「経営支援金」という。）の交付を受けている場合は給付できないこととなっているため、経営支援金の給付状況も確認したところ、経営支援金において、同一事業者に対し2度の給付が行われていたものがあった。経営支援金交付要綱では、同一の事業者に対して一度に限るものとする規定されていることから、所管課に交付状況を確認したところ、確認漏れから重複支給になったとのことであり、その後所管課は、重複支給を行った交付対象者に対し事情を説明した上で、交付決定の取消しおよび返還命令を行い、支援金は令和3年4月2日に返還された。

③米原市小規模事業者感染症対策補助金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	経済環境部 商工観光課
補 助 金 の 目 的	[米原市小規模事業者感染症対策補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援することを目的に、予算の範囲内で米原市小規模事業者感染症対策補助金を交付する。
対 象 者	次の全ての要件に該当するものとし、補助金の交付は同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 雇用保険に加入する従業員の人数が0人から20人までの事業所 (3) 令和元年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 同一の事業内容で、国、県または市の同種の補助金を受けていない者 (5) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (6) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補 助 対 象 経 費	消毒、清掃、飛沫対策、換気、その他衛生管理に要した経費
交 付 額	補助対象経費の合計額の4分の3以内とし、10万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、小規模事業者への緊急支援として、事業を継続するために実施する感染症対策の取組に対して支援するものであり、監査基準日において、137件の申請に対し137件(100.0%)の交付決定が行われていた。申請関係書類を確認したところ、申請件数137件のうち最も多かった補助対象経費は、マスクが53件、次いで空気清浄機42件、エアコン33件であった。なお、エアコンは原則対象外であるが、空気清浄機能または換気機能が付いた機種に限り、補助対象経費とされている。また、申請者の業種別の内訳は、建設業が31件、次いで卸売業・小売業が21件となっていた。建設業31件のうち19件は、エアコンの設置に対するものであった。審査における事務手続は、補助対象経費に係る領収書等の資料提出を求めておおむね適正に行われていた。

④米原市小規模事業者経営発展対策補助金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	経済環境部 商工観光課
補助金の目的	[米原市小規模事業者経営発展対策補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、感染症による影響を乗り越えるために、既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組に対して支援することを目的に、予算の範囲内で米原市小規模事業者経営発展対策補助金を交付する。
対 象 者	次の全ての要件に該当するものとし、補助金の交付は同一の事業者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者 (2) 雇用保険に加入する従業員の人数が0人から20人までの事業所 (3) 令和元年度分までの市税等を滞納していない者 (4) 同一の事業内容で、国、県または市の同種の補助金を受けていない者 (5) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者 (6) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていない者
補助対象経費	機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費、外注費
交 付 額	補助対象経費の合計額の4分の3以内とし、30万円を限度とする。

【事業実施状況】

この補助金は、感染症による影響を乗り越えるために、既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組に対して支援するものであり、監査基準日において、63件の申請に対し63件(100.0%)の交付決定が行われていた。所管課では、当該事業の実施に当たり、申請における補助対象経費の詳細を定めた米原市小規模事業者経営発展対策補助金に係る補助対象経費（以下「経営発展対象経費」という。）を作成して、これに基づき審査を行っている。

申請関係書類を確認したところ、交付決定された申請のうち、感染症対策を目的に事業所内に設置する備品の購入や入替え（空気清浄機、エアコン、脱臭機等）、作業効率の向上を図る事業所内のLED化、売場を拡大するためのオープンケース導入、運送業者や土木・建築業者における販路拡大を図るためのトラック購入や増台など一部の取組において、経営発展対象経費に対象外として規定している「通常の生産活動のための設備投資、単なる取替え更新の機械装置等の購入」に該当し、補助対象外と思われるものがあったので、補助対象とした理由を所管課に確認したところ、コロナ禍で売上が大きく減少している市内事業者

が行う、売上高の増加や生産性の向上につながる取組についても支援対象としているとの回答であった。しかしながら、この補助金の主たる目的は「既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組に対する支援」と規定していることから、前述の申請について、交付決定した理由等の記録がなく新たに実践するビジネスモデルが確認できないので所管課に確認したところ、事業者や商工会の意見を聞きながら制度を実施していく中で、「既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組」について、「既存の経営を発展」させ感染症の影響を乗り越えることと、「新たなビジネスモデルを実践」させ感染症の影響を乗り越えることの、どちらかの実践であれば交付の対象とすることにしたとの回答であった。

また、この補助金においても、エアコンや空気清浄機等の設置に対する経費が補助対象として交付決定されており、補助率は対象経費の4分の3（上限30万円）で、監査基準日において5件の交付決定が行われていた。エアコンや空気清浄機等の設置に対する経費は、前述の③米原市小規模事業者感染症対策補助金で補助対象とされており、補助率は対象経費の4分の3（上限10万円）で、監査基準日において32件の交付決定が行われている。しかし、この補助金であれば補助額の上限が30万円であることから、先の32件の交付決定の中には、この補助金で申請すれば10万円以上の交付を受けられたものが26件あり、既存の経営を発展させた新たなビジネスモデルの実践が条件ではあるが、公平性に疑問が残るところであった。この補助金におけるいずれの補助申請もエアコンや空気清浄機等の設置に係る理由が明確でなかったため、所管課に感染症対策補助金ではなく当該補助金で交付決定した理由を確認したところ、「経営発展対策補助金は、コロナ禍で売上が大きく減少している事業者が売上高や収益性を高めるため実施する地道な取組に対して支援を行うものであり、顧客サービスの拡充など経営を発展させる取組の一部である。一方、感染症対策補助金は、事業者の感染症対策の取組を支援するものであり、換気やウイルス抑制機による感染拡大防止に対する取組である。」との回答であった。この補助金申請におけるエアコンや空気清浄機等の設置理由を確認したが、その設置が新たなビジネスモデルを実践した取組になっているのではなく、結果として感染症対策が主な理由になると考えられる状況であった。

補助金の制度設計や支給決定においては、常に公平性が確保されなければならない。同時に異なる補助事業を実施し、同様の補助対象経費（項目）を設ける場合は、補助率や補助額は同じにするべきであったと考える。

さらに、経営発展対象経費には、補助対象とする機械装置のうち、「自動車等車両（道路運送車両法第2条第2項に定める「自動車」および同条第3項に定める「原動機付自転車」）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）と移動販売車両・宅配用車両・キッチンカーについてのみとする。」と規定しており、自動車等車両については限定的な車両のみが補助対象で、その他の「自動車等車両」については補助対象外と定めている。しかしながら、交付決定された申請の中で、対

対象としている「自動車等車両」について交付決定されているもの3件について、監査当日に所管課に確認したところ、「経営発展対象経費は、審査のための内部資料であり市民に公表しているものではない。当初は「自動車等車両」は一部の車両のみを対象としていたが、市内事業者がそれぞれの事業環境や状況の中で感染症の影響を乗り越えるために自らの経営を発展させるための地道な取組を支援するという本補助金の趣旨に基づいて、実施事業の総合的な効果に照らし、事前確認機関である商工会の専門的な効果の確認や指導を経て、市民に寄り添った支援となるよう補助対象経費をその後改めており、現在は補助対象としている。」との回答であった。

そこで、監査終了後に事務局職員が市公式ウェブサイトを確認したところ、「経営発展対象経費」が掲載されており、所管課から説明のあった内部資料扱いではなく、広く公表されていることを確認した。また、掲載されていたのは「自動車等車両」が対象外と規定されている修正前の「経営発展対象経費」であった。なお、後日（令和3年2月24日）に再度、事務局職員が市公式ウェブサイトを確認したところ、それまで掲載されていた「経営発展対象経費」の添付が削除されていたため、削除した理由について所管課に確認したところ、補助対象経費の内容が更新されていなかったため、補助申請期限も既に終了していたことから削除したとの回答であった。なお、所管課は、この制度の運用について補助申請の事前確認機関である商工会や金融機関とは都度協議を行い、連携して事業者伝えていたとしている。

全ての補助金は一方的な給付であり、制度設計や運用においては常に慎重でなければならない。制度運用後、補助申請受付期間中に判断基準（対象経費等）を変更することは、全ての申請者の公平性を確保する上で行うべきではない。この補助金が、市単独のくらしの緊急支援対策として緊急性のある事業であり、スピード感が最重要であったことは理解するが、コロナ禍での初めての制度設計であり、かつ早急に制度設計が行われたことから、検討過程において十分な考察ができなかったことや運用を所管課が熟知できなかったことなどが推測されるものの、制度の運用過程において判断基準の一部を安易に変更することは、変更前に申請している市民も存在することから適切ではない。なお、変更した内容を具体的に市民に周知することなく、変更する前の判断基準のまま公表されていたことから、公平性を欠く事案があったと考える。

⑤米原市農業者等減収緩和支援金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	経済環境部 農政課
支 援 金 の 目 的	[米原市農業者等減収緩和支援金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響により農業経営が悪化した農業者等への緊急支援として、市内の農業者等に対して農業収入の減収緩和を目的に予算の範囲内で米原市農業者等減収緩和支援金を交付する。
対 象 者	令和2年2月1日以降継続して市内に住所を有する農業者、市内の集落営農組織および市内を本店所在地として法人登記を行う農業法人であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から8月までの間の任意の連続した3月間(以下「支援金算定対象期間」という。)の農業者等の農作物の出荷・販売で得られた収益(以下「農業収入」という。)の減収率が、令和元年の同期間の農業収入と比べて2割以上となるものとする。ただし、新規就農や風水害、天候等による農作物の不作、農業者の長期間入院等により、令和元年の同期間の農業収入が存在しない者については、支援金算定対象期間の農業収入の減収率が農業経営の計画書等の農業収入と比べて2割以上となるものとする。
交 付 額	支援金算定対象期間の農業収入の額から令和元年の同期間の農業収入の額を差し引いた額に10分の9を乗じた額とし、その上限額は20万円とする。

【事業実施状況】

この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の農業者等に対して農業収入の減収緩和を目的に交付するものであり、監査基準日において、34件の申請に対し34件(100.0%)の交付決定が行われていた。申請関係書類を確認したところ、ほとんどの申請者からは、道の駅から発行される精算書等の売上げが確認できる書類の提出があり審査が行われていたが、一部の申請者については、要綱で定めている様式「売上台帳」(以下「売上台帳」という。)への自己記載のみで、売上げが確認できる書類の提出は確認できなかった。そこで、所管課にどのように売上額の審査を行ったかを確認したところ、自己申告(記載内容)に基づき審査を行っているとの回答であった。また、申請書に記載されている売上品目の中に加工品(惣菜、弁当、から揚げ、プリン等)が含まれているものについては、補助対象とした根拠を所管課に確認したところ、加工品の主な原材料を申請者自身が生産した農産物であるかどうかという基準を設けており、申請者自身が生産したかどうかの事実認定については、申請者からの聞き取りで対応しているとのことであった。

なお、申請1件について、交付申請書の申請額とその添付資料の金額に差異があり、過小な申請額となっていたことが監査において判明したが、後日、所管課が申請者に申請額の確認をしたところ、既交付額で異議はないとの回答があったと報告を受けている。

⑥米原市就学支援・奨学支援臨時給付金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	教育部 教育総務課
給付金の目的	[米原市就学支援・奨学支援臨時給付金要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した世帯への緊急支援として、未来を担う子どもたちが安心して学校生活が送れるよう経済的支援を行い、就学および奨学を保障することを目的に、予算の範囲内で米原市就学支援・奨学支援臨時給付金を給付する。
対 象 者	給付金の給付の対象者は、給付申請時において小学校、中学校、高等学校および大学等へ通学する子の保護者等とし、令和2年6月1日において次の全ての要件に該当する者とする。ただし、給付金の給付は、給付対象者に対して一度に限るものとする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 保護者等の令和元年分の所得の合計額が5,650,000円以下の者 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の主たる収入が次のいずれかに該当する者 ア 給与収入 令和2年3月1日から同年5月31日までの間における給与収入の合計額が前年の同期間と比較して2割以上減少となった者 イ 事業収入 別に定める算定方法により年間売上高の減収率が2割以上となる者 (4) 保護者等および生計を一にする者に市税等の滞納がない者
給 付 額	小学生 (1人当たり) 50,000 円 中学生 (1人当たり) 65,000 円 高校生 (1人当たり) 120,000 円 大学生等 (1人当たり) 240,000 円

【事業実施状況】

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した世帯への緊急支援として、未来を担う子どもたちが安心して学校生活が送れるよう経済的支援を行い就学および奨学を保障することを目的に給付されるものであり、監査基準日において、114件の申請に対し99件(86.8%)の交付決定が行われていた。申請書審査の事務手続において所管課は、申請者が本給付金を受ける前提として、新型コロナウイルスの影響を受けたことが原因であることを絶対条件として審査を行っており、様々な申請事例について、その都度、所管課内において協議および情報共有を行うとともに、判断が難しい事例については上席と協議を行いながら、慎重に審査が行われていることを確認した。申請内容に不明確な点や不備があるものについては、申請者への聞き取りや不足資料の提出を求めるなどの適切な対応を行っており、決裁文書には申請者との折衝記録が詳細に記録されていた。

新型コロナウイルス関連事業の特性から、制度設計における十分な事前協議と検討ができなかったとは推測するが、給付決定に係る審査事務においては、慎重かつ適切な事務手続

が行われていた。

⑦米原市ひとり親世帯臨時特別給付金について 《国の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
給付金の目的	[米原市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯が、子育てに対する負担の増加や収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、低所得のひとり親世帯に対し給付金を支給する。
対 象 者	【基本給付】 以下の①から③までのいずれかに該当する者 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される者 ②公的年金等^{※1}を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される者^{※2} ※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など ※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているものでだけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測されるものも対象となる。 ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、世帯収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の者 【追加給付】 上記の基本給付金対象の①または②に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した者
給 付 額	【基本給付】 1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円 【追加給付】 基本給付対象者①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した人に、追加で1世帯5万円を支給

【事業実施状況】

この給付金は、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育てに対する支援であり、監査基準日において、321件の申請に対し321件（100.0%）の支給決定が行われていた。この給付金には、「基本給付」として児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付と、「追加給付」として新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している世帯への給付がある。基本給付①は、令和2年6月分児童扶養手当が支給される者は申請が不要で、児童扶養手当を支給している口座に振込を行い支給される。追加給付の申請は、追加給付申請書1枚のみで申請することが可能で、支給決定に係る審査は、申請書の申立てチェック欄中、「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。」の項目にチェックが入っていれば追加給付の支給決定を行っていた。収入額

が確認できる書類の提出を求めているため、所管課に収入が減少したことの確認はどのように行ったかを確認したところ、当該給付金についてはその給付趣旨に鑑み、国の支給ガイドラインにおいて、収入が減少したことが確認できる書類等の添付は求めないこととされていることから、審査においては、申請書の「記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還します。」との誓約・同意事項欄にチェックがあれば、証拠書類を5年間保管するよう指示した上で、申請書の記載内容（自己申告）に基づき審査を行い、支給決定を行っているとのことであった。

⑧米原市学校休業等対応緊急応援金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
応援金の目的	[米原市学校休業等対応緊急応援金要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業および利用自粛要請に伴い、家庭で保育を行うために無給の休暇取得または休業を余儀なくされた保護者への緊急支援として、子どもたちが安心して生活できるよう、子育て世帯の生活支援を目的に予算の範囲内で米原市学校休業等対応緊急応援金を支給する。
対 象 者	申請日において次の全ての要件に該当する者とする。 (1) 令和2年4月1日現在において9歳未満の子どもを持つ保護者 (2) 保護者が市内に住所を有する者 (3) 保護者が労働者または個人事業主(フリーランスを含む。)もしくはその者と生計を一にする配偶者 (4) 保護者が休暇取得期間または休業期間中において、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当または健康保険法に基づく傷病手当金その他給与もしくは事業所得の補填に当たる公的な給付金を受給していない者または今後も受給しない者
支 給 対 象 日	令和2年4月1日から同年5月31日までの期間のうち、小学校等の臨時休業および登園自粛要請の期間において、支給対象者が無給の休暇または休業となった日とする。
支 給 額	支給対象日数に日額4,100円を乗じて得た額とする。

【事業実施状況】

この応援金は、コロナ禍における小学校等の臨時休業および利用自粛要請に伴い、家庭で保育を行うために無給の休暇取得または休業を余儀なくされた保護者への緊急支援として、子どもたちが安心して生活できるよう、子育て世帯の生活支援として支給されるものであり、子ども1人当たりの保育に必要と認める保護者数の制限は設けておらず、複数の保護者による対応も支給対象としている。監査基準日においては、73件の申請に対し71件(97.3%)の支給決定が行われていた。対象外と決定された2件については、審査の結果、有給の休暇取得であることが確認されたため給付対象外と決定されていた。支給決定された申請関係書類を確認したところ、支給額算出の基準となる支給対象者の勤務実態等を確認できる書類の提出を求めているため、所管課に審査方法について確認したところ、申請書記載内容(自己申告)に基づき審査を行い、支給決定を行っているとのことであった。

しかしながら、この応援金が迅速に対応しようとするものであることは理解するものの、応援金の支給決定においては公平性が確保されなければならない、支給決定の条件や根拠としている事項については、その根拠が確認できる書類の提出を求めて審査を行わなければならない。応援金には、税金等の貴重な財源が使われていることから、事務手続において

は公平性、透明性、公益性の確保に努め、勤務実績の確認できる書類の提出を求めて審査を行うべきであったと考える。

また、申請者により共通する小学校等の休業期間が異なるものや記載欄が空欄のものが散見されたほか、会計規則第 13 条で証拠書類の首標金額は訂正してはならないと規定されているにもかかわらず、請求書の金額を訂正したのが見受けられたが、所管課は、申請者に訂正を求めないまま受理し支給決定を行っていた。修正が必要なものについては記載内容の訂正を求めるなどし、法令等に基づく適正な事務手続を行うべきであった。

⑨米原市緊急経済対策住まい応援補助金について 《市独自の支援策》

【概 要】

担 当 部 署	地域振興部 地域協働課
補助金の目的	[米原市緊急経済対策住まい応援補助金交付要綱] 新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の回復および市民生活の向上への緊急支援として、市内事業者への発注機会拡大を目的に住まいに関連した工事を実施した者に対し、予算の範囲内で米原市緊急経済対策住まい応援補助金を交付する。
対 象 者	米原市民で補助対象者または補助対象者が含まれる世帯を構成する者が市内に居住し、次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。 ア 世帯員が、住まい工事をする住宅等の所在地を、住民登録地として いること。ただし、住宅等の解体については、この限りではない。 イ 世帯員が、この補助金または米原市住宅リフォーム促進事業補助金 交付要綱、米原市 JR 東海道本線 3 駅周辺地域移住定住補助金交付要 綱およびびわ湖の素・米原住宅リフォーム補助金交付要綱による補助 金の交付を受けていないこと。 ウ 世帯員が、米原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員 または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係 を有する者でないこと。
対 象 工 事	補助金の交付対象となる事業は、次の全ての要件に該当する住まい工 事とする。 (1) 住まい工事の発注日が、令和 2 年 7 月 1 日以降であること。 (2) 住まい工事の内容が、次のアからウまでの全ての要件を満たすも のであること。 ア 補助の対象となる者が工事発注者であること。 イ 市内に事業所もしくは営業所を有する法人または個人事業者の 施工による 50 万円以上の経費を要する住まい工事であること。 ウ 住宅等に係るもの（併用住宅にあっては、住宅に係るものに限 る。）であること。
補助対象経費	住まい工事の実施に要する経費とする。
交 付 額	補助対象経費の 10 分の 1 とし、10 万円を限度とする

【事業実施状況】

この補助金は、市内事業者への発注機会拡大を目的に、住まいに関連した工事を実施した者に対し補助金を交付する事業であり、監査基準日において、28 件の申請に対し 28 件（100.0%）の交付決定が行われていた。申請関係書類を確認したところ、補助対象事業は、「住まい工事の発注日が、令和2年7月1日（以下「基準日」という。）以降であること。」と要綱で規定しているが、申請書の中には、見積書が基準日の3か月以上も前に作成され、基準日には見積書の有効期限が切れているものや、見積書の日付が9か月前のもので受渡日は令和2年3月末となっているものなどがあり、工事が基準日以降に発注されているかどうか疑念を抱くものがあった。監査基準日における申請28件のうち、工事の発注日が令和2年7月1日以降であることの確認ができたものは5件（注文請書1件、工事着工前写真の日付1件、工事見積書の日付3件）のみで、残り23件は確認ができなかった。所管課に何をもって確認したのかを確認したところ、補助金申請においては、申請者から工事の発注日が確認できる契約書や請書等の写しの提出を義務付けておらず、交付申請書兼請求書の事業の実施期間欄に記載された日付および事業者が発行する領収書の日付で確認しているとの回答であった。

補助事業の実施においては、要綱等で規定する補助対象要件を満たしているか適正かつ確実に審査を行うべきであり、支給対象となる工事の発注日が確認できる書類の提出を求めて審査を行う必要があったと考える。

【総括】

令和2年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症対策に係る対応に迫られ、市民の生命と健康を守り、同時に市民生活や地域経済の回復、医療体制を堅持していくため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の支援策「市民のくらし緊急対策」として総額約7.5億円（翌年度繰越分含む。）の予算補正を行い、迅速に事業が実施された。

本市では、コロナ禍において各種の支援を必要とする市民の負担軽減のため、申請から交付までの事務手続の簡略化を行うことで早急に支援金等を市民に交付することとしており、事案決裁の専決区分においても、担当課長決裁で交付決定が可能とし、迅速な対応が図られている。

今回監査を実施した新型コロナウイルス感染症対策事業については、どの事業も各所管課の創意工夫による取組が行われており、各事業が円滑かつ迅速に実施されていることを確認できた。しかしながら、迅速な対応が求められる中で、制度構築に係る検討が十分ではないと思われる事業や交付決定の審査に必要な提出書類の検討が十分ではない事業が見受けられた。補助事業等の制度設計においては、公平性、透明性、公益性等が確保される事業であることを前提として、補助金等の対象者、金額、補助率、対象事業、対象経費などを要綱等で明確に規定し、多くの市民が納得できる制度設計であることが重要である。

今回、監査対象とした事業の中には、売上高、収入額、休業日、発注日等が確認できる根拠資料の提出を申請者から求めずに交付決定を行っていたものもあり、申請者の誓約書に基づき審査を行い、交付決定を行ったものが多くあった。そのほか、補助対象経費を制度施行後に変更しているにもかかわらず、市民に対して周知していない事例や、実績確認が不十分と思われる事例、重複交付など、適切とは言えない事務手続が見受けられた。

当該支援事業が、コロナ禍で早急な市民支援のため、迅速な対応と速やかな支援を行うとして実施されたことから、制度設計や支給決定審査における時間的余裕が十分でなかったことは理解するが、補助金等が反対給付を求めない一方的な金銭的給付であること、財源が税金その他貴重な財源で賄われていることなどから、補助金等の交付決定においては慎重な審査が求められており、当該事業の中には適時適切な対応が行われたとは言いがたいものがあった。

前回の監査でも意見したところであるが、このような現状を踏まえ、補助金等の制度設計から、申請、交付決定、支払に至る事務手続の手順や取扱基準など、本市の補助金等取扱に係る統一的な基準をまとめたガイドライン等の作成が急務であると考え。早急に対応されたい。

その他個別事項について

◎意見および要望

総 務 部

【総務課】 監査基準日：令和2年10月1日

①職員自主納付金に係る事務手続について

これまで、業務遂行における事故や軽過失等の理由により発生した費用を職員が自主納付金として弁済している事例が見受けられたことから、前年度の監査において法令に基づく厳正な取扱いを意見したところである。所管課に対応の現状を確認したところ、業務執行において事故や軽過失等により発生した費用については、自己判断による自主納付をしないこととし、事案の顛末書を回議書に添付し、担当部長、総務部長合議による決裁を受けることとされており、事案に応じて、米原市一般職の職員懲戒審査委員会に諮り、懲戒に関する事項を審査し、事案に応じた懲戒処分または指導を行う。また、賠償責任が必要と思われる故意または重大な過失による損害については、市長から監査委員に対し、賠償責任の有無および賠償額を決定することを求めるとのことであった。

この対応方針については、内部統制の推進に係ることでもあり、組織内で統一した適時適正な対応が行われるよう職員に周知を行われたい。

【財政課】 監査基準日：令和2年10月1日

①補助金ガイドライン等の整備について

今年度の監査においても、補助団体が補助金交付決定日以前に執行している経費を補助対象としていた事例や、依然、終期設定がされないまま、特定の団体等へ長期継続的に補助金が交付されているものが見受けられ、実態として補助金の既得権益化が顕在しているものがあった。

補助金は反対給付を伴わない一方的な支出であり、財源の多くが市民の税金で賄われていることから、その必要性については、公平性、透明性、公益性等が確保され、市民の理解が十分に得られるものでなければならない。新型コロナウイルス感染症対策事業の中でも意見したが、補助金の制度設計から、申請、交付決定、支払に至る事務手続の手順や取扱基準など、本市の補助金取扱いに係る統一的な基準をまとめたガイドライン等の作成が急務であると考ええる。

【管財課】 監査基準日：令和2年10月1日

①特命随意契約におけるチェックリストの作成等について

特命随意契約は、1者から見積書を徴し契約の相手方を決定することから競争原理が働いておらず、なぜその事業者しかできないのか、長期にわたり契約している金額が適正な価格なのかなどについて、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に

判断する必要がある。しかし、今回調査した管財課合議が不要とされる契約の中には、業務に精通している、過去に実績がある等を特命理由としているものが一部見受けられた。こうした理由だけでは、事業者選定の客観的妥当性に欠けており、他者を排除し、その一者を選定した具体的な理由にはなり得ない。随契ガイドラインにおいても、「明確な根拠もなく最も安価である、契約実績がある、経験が豊富である、あるいは業務を熟知しているというような業者の性質を記載しても、それは特命理由として採用できません。」と記載されており、随契ガイドラインが遵守されているとは言い難い状況であった。

また、特命理由には緊急要件によるものが多いが、理由書には、事象の発生日、場所、発生原因等が記載されていないものがあり、緊急要件に該当するかを客観的に判断できないものが散見された。特命随意契約は、その必要性が認められる場合に限り得る例外的な契約方法であるため、その理由については、市民への説明責任を負うとの認識を持ち、誰が見ても適正であることが客観的に判断できるよう、緊急性を要する理由とともに、事象の発生日、場所、発生原因等を記載し、判断した理由および経緯を明確にする必要がある。

前年度の報告書においても意見しているが、各業務所管課において契約の妥当性が適正にチェックできるよう、随契ガイドラインの項目をチェックリスト化するなどし、内部統制における可視化を図られたい。

【人権政策課】 監査基準日：令和2年10月1日

①分譲宅地売買金、住宅新築資金等貸付金および持家住宅建設資金貸付金の過年度未収金について

本債権は、旧米原町で実施された事業の未収金であるが、債務者の死亡により相続人への折衝が難航していることや、債務者に十分な返済資力がないことなどの理由から未収金の回収は進まない現状にある。

所管課では、債権整理を行うため顧問弁護士と委託契約（単価契約）を締結し、相続人に対し債権整理に向けた通知を発送するなどの業務を進めるとともに、該当住宅の実態調査や、固定資産税の課税状況調査などを実施し、未収金の回収に向けた努力が行われている。分譲宅地売買金の未収による所有権移転登記未了のため、宅地の固定資産税が未賦課となっている問題の解決と合わせ、引き続き早期解決に努力されたい。

②米原市自治会まちづくり支援補助金について

この補助金は、隣保館の廃止に伴い地元自治会に無償により貸与された施設を自治会の活動拠点として活用するに当たり、自治会の財政的負担の軽減を図り活性化に向けた支援を行うものであり、平成31年4月から令和6年3月までの5年間を期限として、支援に要する経費に対し補助金が交付されている。補助対象としている経費は、①施設維持管理事業（事務員人件費を除く経費）、②自治会組織づくり支援事業（事務員の人件費）、③地域間交流事業（周辺地域と実施する自主的活動の育成および交流促進経費）であり、

各事業に対し補助金が交付されている。

今回、令和元年度の事務手続を確認したところ、所管課から提出のあった実績報告書および添付書類には、各事業に要した経費の支払が確認できる領収書等の写しが添付されておらず、支払内容の確認ができない状況であったため所管課に確認したところ、内容確認は四半期ごとに実施しているモニタリング時に行っているとのことであり、調書および領収書の写しをもって確認したとのことであった。確認後、所管課からは領収書等の写しの提出があったが、今後は、補助事業の実績報告書には、対象経費となった支払の根拠が確認できる領収書等の写しや対象経費としている事務員の勤務状況や賃金等支払状況が確認できる根拠書類が添付されていることを確認されたい。

なお、この補助事業は、事業期間が4月1日から翌年3月31日までであるが、いずれの自治会も補助金交付決定日は4月1日より後の日付となっており、4月1日付けで交付決定が行われていなかった。適時適正な事務手続を行われたい。

③米原市生活相談事業について

この事業は、従来、隣保館事業の一環として相談事業が実施されていた自治会において、隣保館の廃止後も人権問題や生活困窮等の課題があることから、地域住民の近くで相談事業を展開し、人権課題の解決や包括的な支援による地域住民の生活の改善と向上および自立促進を図ることを目的に、自治会の相談窓口相談員を配置し、地域住民の人権や生活に関わる相談と助言指導を行うため、三吉自治会と多良自治会に委託している事業である。

委託業務の内容は、米原市生活相談事業委託業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）で定めており、勤務日は原則週4日程度とし相談事業は原則週2日程度実施することとしている。委託金額は、雇用保険、労災保険、労働保険、消費税等の経費を含む相談員1人分の人件費相当額で、月額180,000円の12か月分の年額で2,160,000円としており、相談対象者の多い少ないにかかわらず、委託金額の変更は生じないものとしている。また、配置する相談員は1人とし、資格要件として、「隣保事業士、社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等のいずれかの資格を有するもののほか、保育士、幼稚園教諭、学校教諭等の経験者で、受託者が適任であると認める者。ただし、資格を有する者が確保できない場合は、相談事業に応じた人材を確保し、資格の取得等に努めることとする。」と定めている。委託料の算出根拠となっている月額180,000円の算出根拠を所管課に確認したところ、市嘱託職員報酬を参考に報酬月額を超えない範囲で180,000円に決定されていた。

前年度の事務手続を確認したところ、業務着手届のほか、業務仕様書で作成および提出を定めている相談受付簿や生活相談聞き取りシートが提出されていない自治会があったため、監査時に口頭で意見したところ、その後自治会に依頼し提出を受けたとの報告を受けている。また、毎月提出を求めている月報と相談受付簿の報告内容に相違があるものが見受けられたため、適時適正な事務手続をお願いしたところである。なお、相談受付簿の

相談内容を確認したところ、三吉自治会においては、当該業務の目的としている人権問題や生活困窮に係る相談以外の相談内容が多く見受けられ、自治会業務との混同が見られた。自治会運営の中で他の自治会長や役員などが対応されている相談内容までも相談を受けたものとして件数報告されていたため、当該事業において対象とする相談については、一般的な相談とは区別すべきではないかと意見したところ、改めて統一した相談内容にするとのことであった。

令和元年度の相談件数を確認したところ、自治会からの報告件数は、三吉自治会が年間 85 件（一般的な自治会相談等を含む。）、多良自治会が年間 19 件であったが、自治会からの報告のうち、人権問題や生活困窮に係る相談と思われる相談の件数については、三吉自治会が年間 12 件、多良自治会が年間 10 件であった。所管課としては、いまだに人権問題や生活困窮等の課題があるため相談事業の必要性があるとしているが、当該業務における委託料は、週 4 日勤務の中で週 2 日程度（月 8 日程度、年間 96 日程度）の相談業務を行うこととして算出されており、今一度、当該委託業務の在り方や必要性、委託料算出方法の妥当性等の検討を行い、当該委託事業の実施について見直す必要があると考える。

地 域 振 興 部

【地域協働課】 監査基準日：令和2年10月1日

①米原市地域創造支援事業補助金について

この補助金は、個性ある地域の創造と地域の特色を生かしたまちづくり活動を支援することを目的として交付されており、事業採択は、地域創造会議で決定されている。事業の実施においては、本補助金で対応すべきか、事業目的に応じた各担当課の補助金で対応するのか、位置付けに苦慮されている事業が見受けられたため、これまでから制度の見直しを意見しているところであり、所管課では、一部の団体について事業目的に応じた担当課との協議が進められているところである。

本事業においては、過去から長期継続的に補助金交付が行われている団体が存在するため、今年度の監査で過去の交付実績等の資料提出を求め、その内容を確認した。

要綱には、補助対象事業や補助対象期間について、次のように規定されている。

▼別表第1(第3条関係) 抜粋

区 分		対象事業	補助限度額	補助率	補助対象期間
1 まちづくり支 援事業	(1)スター ト事業	新たに団体を設立し、継続性のあるまちづくり活動を始める事業	1事業1年当たり 200,000円以内	4／5 以内	1団体1事業に つき3年まで
	(2)チャレ ンジ事業	市内で主に活動する団体が、魅力ある地域づくりの推進に取り組む事業	1事業1年当たり 750,000円以内	2／3 以内	1団体1事業に つき3年まで
2 ふるさと米原発信、世代 間交流、次世代継承事業		地域の魅力発信や世代を超えた地域住民の交流、地域の伝統・歴史・文化等の次世代継承を目的として、地域住民が主体となって継続的に取り組む事業	1事業1年当たり 500,000円以内	2／3 以内	1年

備考 「1まちづくり支援事業」または「2ふるさと米原発信、世代間交流、次世代継承事業」のいずれかの補助金の交付を受けた場合、他方の補助金を受けることはできない。

交付実績を確認したところ、1まちづくり支援事業では、同じ団体が異なる事業区分で申請を行うことで長期にわたり補助を受けている事案があった。また、2ふるさと米原発信、世代間交流、次世代継承事業においては、補助対象期間が1年と規定されているにもかかわらず、同じ団体が長期にわたり補助を受けている事案を確認したため、所管課に交付決定の理由を確認したところ、要綱で規定している補助対象期間は、あくまで期間であり終期ではないとの説明であったが、上記で記載した別表第1の規定からはその様に読み取ることができない。

一般的に補助金交付が長期化すると、固定化、既得権益化の弊害が生じると言われており、事業の効率性や効果向上を促すためには、定期的に事業効果を検証し見直しを行うことが重要である。これまでの監査で継続的に意見しているとおり、補助の在り方を見直す区切りの期限として交付期間の終期設定が必要であり、当該要綱の見直しが必要であると考えらる。

また、会費等の収入がある補助団体の中には、実績報告書の添付資料として事業実施における支出部分に関する根拠資料のみが添付されており、収入部分に関する根拠資料

が添付されていないことから、収支精算書に記載されている金額の妥当性が確認できない状況であった。

さらに、補助団体から提出のあった実績報告書に添付された費用仕訳書を確認したところ、補助事業費を超過する自主財源（会費収入、繰越金等）があるにもかかわらず、補助率のとおり満額が交付されていた。所管課に交付決定に係る審査方法を確認したところ、自主財源の確認は行っていないとのことであった。本補助金は、対象事業費に補助率を乗じた額が支給されており、補助団体の自己資金や活動から生まれる収益などにより補助金の額が変動することから、収支内容を確認しないまま補助金の額を確定したことは、適正な審査が行われたとは言い難い。実績報告書の審査においては、記載内容が確認できる証拠書類の提出を求め、事業実績の適正性を確認する必要がある。補助団体に会費収入、事業収入、他の助成金および事業委託金などの補助金以外の収入がある場合は、原則として補助対象経費に充当し、不足分に対して補助すべきである。これは、補助金の既得権益化や依存傾向にある団体の自立化を促進するために必要なことである。

補助金は、公益上の必要があると認められる場合に、市民の税金その他貴重な財源から、特定の事業に対して反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものであるため、交付決定における審査では、対象事業の公益性や必要性の厳格かつ慎重な審査を行うとともに、補助金の額および補助率の算定方法等の妥当性やその結果については、市民への説明責任が十分に果たされなければならない。補助金の交付申請から額の確定、精算に至るまでの一連の事務手続については、慎重かつ適正に行われたい。

健康福祉部

【くらし支援課】 監査基準日：令和2年12月1日

①老人クラブ連合会等活動事業費補助金について

この補助金では、老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがい活動の場（機会）の確保や元気な在宅高齢者活動の推進を図る取組に対し支援を行っているが、単位老人クラブ連合会への加入者は年々減少し、平成29年度末に米原老人クラブ連合会、令和元年度末には山東老人クラブ連合会が解散され、現在は、伊吹と近江の2老人クラブ連合会のみが補助対象となっている。前年度の監査において、均等割および会員数割による定額補助から活動実績に基づく事業費補助への見直しと補助対象経費の見直しなどを行うよう意見しているところであるが、その後、見直しは行われていない現状である。補助金交付の既得権益化が見られるため、終期を設け、これまでの運営補助から事業補助への見直しを速やかに実施されたい。

【社会福祉課】 監査基準日：令和2年12月1日

①生活保護費返還金および徴収金の過年度未収金について

生活保護法第63条による返還金は、資力があるにもかかわらず急迫の事情等により応急的保護を行った場合、事後にその費用を返還させる債権で、同法第78条による徴収金は、不正手段によって保護を受けた者からその費用を徴収する債権である。債務者はいずれも生活保護受給者で資力が乏しく、共に徴収が困難な債権となっている。なお、督促手数料および延滞金は、減額や免除の措置を行うことなく徴収されていない。

本債権についてはこれまでから意見しているところであり、債務者の資力が乏しく対応が難しいことは理解するが、法令や米原市債権管理条例（平成25年米原市条例第21号）に則った対応ができていないところがあるほか、積極的な対応が必要と考えられる事例もあることから、生活が苦しいながらも定期的に納付している人との公平性を保つため、引き続き厳正な取組を行われるよう意見する。

【健康づくり課】 監査基準日：令和2年12月1日

①山東診療所の運営について

山東診療所については、診療施設が未整備の旧山東西小学校区内に診療所を開設運営することで、地域完結型の医療の充実および在宅医療提供体制の整備を図るとして、平成27年9月に市内開業医と山東西部医療体制の推進に関する協定書を締結し、平成28年1月から運営が行われている。

利用者数および収支状況

(日、人、千円)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	5年累計
診療日数	11日	50日	50日	49日	48日	208日
人数	50人	219人	211人	176人	170人	826人
収入	244	1,125	1,019	850	850	4,060
支出	4,135	4,885	3,779	3,792	3,690	20,281
収支差額	▲3,891	▲3,760	▲2,760	▲2,942	▲2,868	▲16,221
備考 (診療時間)	H28.1開所 2.75時間		H29.3から 1.50時間			

開設後の山東診療所の利用者数は年々減少傾向にある上、収支は支出超過となっており、収支差額は市が財政負担している。また、受診者数の現状に合わせて診療時間の短縮が行われてきたため、そのことが更なる受診者の減少を招く結果となっており、診療所開設による効果が現れているとは言い難い現状にあることから、前年度の監査結果報告書では、開設後5年が経過したことを受け、これまでの年度ごとの評価、検証等を公表した上で、当初の目的達成に向けた必要な措置を講じるよう意見したところである。その後、所管課では現状を踏まえた検討を行い、今後は、山東診療所の管理運営を指定管理者制度により行っていくとの方針決定を行い、米原市地域包括ケアセンターいぶきの出張診療所とすることで他サービスとの連携を図り、訪問診療や往診を行うこととしている。

山東診療所の開設運営は、地域完結型の医療の充実および在宅医療提供体制の整備を図ることが目的であり、採算性のみで事業を評価すべきものではないが、これまで多額の公費を投入してきたことから、今後の管理運営状況についてはしっかりと公表を行い、市民への説明責任を果たしていただきたい。

経 済 環 境 部

【商工観光課】 監査基準日：令和３年１月４日

①米原市商工業振興補助金交付要綱の一部改正について

この補助金要綱については、県補助金に準じた補助金要綱となるよう平成 28 年度の監査から見直しを意見しているところである。今回の監査においても依然として見直しを実施されていない状況であったことから、早急に見直しを行われるよう意見する。

【環境保全課】 監査基準日：令和３年１月４日

①伊吹山入山協力金について

伊吹山を守る自然再生協議会（以下「伊吹山協議会」という。）の事務局は、滋賀県自然環境保全課と米原市環境保全課で担っており、事務局業務の全般を行っている。なかでも入山協力金の収受事務は、市環境保全課が地元自治会の上野区に業務を委託して実施されているが、当該業務は伊吹山協議会の業務であり、法で定める市長の権限に属する事務ではないため、市環境保全課長が委託者になることは適切ではないと、契約の適正性について前年度の監査報告書において意見したところである。

今年度の監査において、所管課から、「伊吹山協議会協力金部会は、協議会規約第 9 条により設置された組織であり、部会規約および事業部会会計処理規程から支出については部会長の決裁が定められているため、協議会内における権限委譲がされているものと判断しており、本協議会は性質から権利能力のない社団に該当すると判断され、同社団の債務等は総有的に帰属するとの判例があり、代表者個人が責任を負うことはありません。」との回答を受けた。しかしながら、当該業務が、市長からの権限委譲を受けて行われている業務ではなく、法で定める市長の権限に属する事務に該当しないため、その業務の遂行においては、債務等が総有的に帰属するからといって契約者となっている環境保全課長の責任が免れるわけではない。当該事務局は市が担うべきものではないことを認識し、事務局運営を行う団体組織の育成に努められたい。

土 木 部

【都市計画課】 監査基準日：令和２年１１月１日

①市営住宅・改良住宅使用料の過年度未収金について

市営住宅および小集落改良住宅に係る使用料（家賃）の未収金徴収については、債務者対応や時効中断措置および弁護士相談など積極的に取り組まれているものの、その徴収率は低く過年度分を滞納している債務者が現年度分も滞納している状況にあるなど、抜本的な改善にはつながっていない。所管課では、このような状況を打開するため、関係他課と連携することで包括的に債権回収ができるよう関係部局との連携強化を目指しており、現在、債券管理委員会等での検討が進められている。

本債権は、滞納の長期化と累積が課題の債権であるため、引き続き新たな未納が抑制できるよう毅然とした対応で債権管理に努め、善良な納付者との公平性の確保に努められたい。

【上下水道課】 監査基準日：令和２年１１月１日

①水道料金の未収金と給水停止について

水道料金の未収金徴収について、現年度分は上下水道課が対応し、過年度分は収納対策課が対応している本市の徴収体制では、給水停止措置がより効果的な徴収効果を生んでいるとは考えにくく、上下水道課が現年度分と過年度分を一括して対応する方が、より効果的であるとこれまでの監査で意見しているところである。

所管課では、令和２年８月の基幹系システム移行に併せ、現年度分と過年度分の未収金徴収を上下水道課が一括して所管することとし、収納対策課から事務移管が行われた。

今後は、効果的かつ効率的な徴収効果が期待できるようになった一方で、給水停止については、現在、水道料金を４か月以上滞納している水道利用者に対して規程に基づく給水停止措置を行っているが、分納誓約者が誓約書に基づく納付を行っていれば、現年度分の水道料金に未納があっても給水停止を行っていないことから、未収金総額は減っていない現状がある。まずは、現年度分の未収金を減らしていく取組が重要であり、給水停止措置はその有効な手段であることから、分納誓約の内容等を再精査して効果的な給水停止措置が実施できるよう検討を行われたい。

なお、未収金総額は、第２次米原市水道事業基本計画で予定されている今後の料金改定にも大きく影響することから、善良な納付者との公平性を確保するため、給水停止を含めた法的な対応を行い、引き続き未収金総額の削減に努められたい。

教 育 部

【教育総務課】 監査基準日：令和３年１月４日

①県立米原高等学校敷地の所有権移転登記事務について

米原高等学校敷地の所有権移転登記事務については、旧米原町当時から買収に係る所有権移転登記の一部が困難事例として未登記（２筆）のまま残っている。所管課では、難航している境界確定への対応や何世代にも及ぶ多数の相続人調査等に鋭意努力されているところであるが、平成 29 年に交渉を進めていた相続代表者が亡くなったことで事務が手戻りとなり、関係調整に時間を要している。

当該業務は、50 年以上前からの積み残し課題であり登記事務の長期化は更なる事務手続の複雑化をもたらすことから、引き続き整理手法の検討を進め、早期の登記事務完了に向け努力されたい。

【学校給食課】 監査基準日：令和３年１月４日

①学校給食費保護者等負担金の未収金について

学校給食費保護者等負担金は、保護者が負担する児童生徒の学校給食の食材費相当分であるが、この未収金は、児童生徒が卒業すると保護者の納付意欲が更に低下することが考えられ徴収が難しくなることから、平成 13 年度分から未収金が存在し債権が長期化している。所管課は、訪問等を実施し徴収に努力されているものの、古い未収金の徴収は進んでいない。

給食費保護者等負担金の未収金は、児童生徒の在校中に徴収できるよう効果的な対応を行うとともに、現年度分の未収金を発生させないように、引き続き努力されたい。

【生涯学習課】 監査基準日：令和２年 12 月 1 日

①米原市芸術展覧会運営業務委託について

本市の芸術展覧会は、合併後の平成 30 年度までは市が直接開催してきたが、平成 31 年度（令和元年度）からは、行政改革の一環として位置づけ、市民との協働のまちづくりを推進するべく、展覧会開催に係る運営業務全般を外部委託して実施されている。令和 2 年度の米原市芸術展覧会運営業務委託は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までを業務委託期間として、2,141,011 円（税込）で米原芸術協会と契約締結されており、委託料は、前期（4 月）と後期（10 月）の 2 回に分けて概算払が行われ、年度末に精算されている。

委託業務の設計内容を確認したところ、設計書は事前に受託者から徴収した見積金額を参考に市が設計しているが、市の見積徴収依頼を受け受託者から提出された見積書は、市設計書の積算内訳に基づく見積内容にはなっておらず、設計前に受託者から提出された見積書と同じであり、所管課は、その見積書により随意契約を締結していた。なお、委託業務の内容は仕様書で定めているが、企画調整から広報、作品募集、審査、展覧会および表彰式の開催まで、市が直接行う一部の事務手続を除き、その他全ての業務を委託する

内容となっている。

委託により実施された業務の実施状況を仕様書に基づき確認したところ、業務実施に係る協議書や会議録、報告書、アンケート結果のまとめなど、仕様書で定める必要書類が受託者から提出されておらず、所管課は成果物の提出を求めて業務の実施内容を確認することなく概算払を行っていた。委託業務の事務手続においては、市は、受託者に対し業務日報などの提出を求めて、実施された業務が設計書および仕様書に定めるとおり行われているかを確認する必要がある。また、履行過程および契約終了後には、業務が契約書および仕様書どおりに履行されたかの検査が必要である。検査員は、契約書、仕様書および設計書その他の関係書類に基づき、当該委託業務が適正に実施されたかを確認しなければならない。

業務委託は、自治体が行うべき事務事業の一部に必要な監督権限等を留保した上で、民間企業等の他の諸団体や個人に委託することであり、市が直接実施するよりも更なる行政運営の効率化と住民サービスの向上等を期待するものである。行政の負担軽減だけを目的として行うべきものではない。委託により業務を実施する場合は、市が直接実施するより他の者に業務を委託して実施させる方が効率的かつ効果的でなければならぬため、事業や業務を委託するに当たっては、委託することの是非を十分に検討する必要があると考える。なお、自治体が委託できる業務は限定的であることから、従来から市が直接実施してきた業務を外部委託する場合は、当該委託業務が極めて専門的であり、市が実施するより外部委託で実施する方がより効果的かつ効率的であるか確認されなければならない。市ウェブサイトに掲載された米原市芸術展覧会開催結果の記載内容を見る限りでは、委託に変更してからの掲載内容は結果報告のみで、市が実施していた時に比べ簡素な内容となっており、市の実施時に掲載していた各部門の講評は掲載されなくなっている。これは、業務完了時に受託者から効果的かつ適正な業務報告書が提出されていないためと危惧する。

また、業務委託先の選定においては、地域発意等による提案を活用することが適当な案件や、協働推進のため地域団体等の育成などの政策目的を重視する案件などは、そもそも民間委託よりも、補助金等他の手法によることが適切ではないかを十分検討した上で選定すべきであるし、米原市芸術展覧会が作品募集等を米原市内に限定し開催している事業ではなく広く県内外を対象とした事業であることから、所管課は今一度、当該委託業務の実施効果を検証し、実施方法等についての再検討を行った上で、なお民間委託の手法を採用することが効果的と判断する場合には、できる限り公募による企画提案を募り、提案内容や価格を競争させる形態を取るべきである。なお、業務委託は、契約に基づき相当の対価を受託者に支払うものであることから、市は業務の履行管理を適正に行う必要がある。

自治体が委託できる事務事業は、直接実施するよりも他の者に委託して実施させる方が効果的かつ効率的なものであり、特殊な技術、高度の専門知識を必要とする事務事業、調査、研究などに限定されることを踏まえた上で、外部委託による場合は、当該業務に係

るコスト分析を行い、委託によりコスト削減が可能かどうかを十分検討した上で委託先を選定しなければならないし、万一、1者との特命随意契約とする場合は、随契理由の検討において、総合的評価も含め特定の者に限る具体的理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、随契ガイドライン等における適用条項などを明確にする必要があると考える。当該委託事業の実施においては、受託者に契約に基づく成果物の提出をさせた上で進行管理を行い、内部統制機能を働かせた適正な事業の実施に努められたい。

②ホッケー競技普及推進事業委託について

令和元年度に実施されたホッケー競技普及推進事業業務委託に係る事務手続を確認したところ、実施設計においては、積算単価が過年度実績によるなど、明確な根拠に基づき設計されているとは言い難く、積算根拠の妥当性および契約金額の妥当性が確認できない状況であった。また、業務の履行確認においては、実施状況が確認できる報告書類（開催日ごとの参加者、指導者、実施状況、成果等が確認できる日報や写真など）が受託者から提出されていないことから、事業が仕様書に基づき効果的に実施されたかを確認し難い状況であった。この事務事業は、市が直接実施するよりも他の者に委託して実施させる方が効果的かつ効率的なものであり、特殊な技術、高度の専門知識を必要とする事務事業、調査、研究などに限定されることを踏まえた上での決定であると思いはかるが、その実施状況を確認できる記録は提出されていない現状であった。

委託により事業を実施する場合は、委託先の選定において、地域発意等による提案を活用することが適当な案件や、協働推進のため地域団体等の育成などの政策目的をより重視する案件などは、そもそも民間委託よりも補助等他の手法によることが適切ではないかを十分検討した上で、委託先を選定すべきであると考ええる。当該事業については、業務委託の効果および有効性、実施方法等についての再検討を行い、適正な事務手続を行われたい。

③親子でマリンスポーツ事業の業務委託について

令和元年度に実施された親子でマリンスポーツ事業業務委託に係る事務手続を確認したところ、設計積算や業務の履行確認においては、②ホッケー競技普及推進事業委託と同様の事務手続きが行われていた。

また、当該委託業務では、イベントの進行业務を所管課が行っており、委託により実施しなければならない必要性や専門性、実施効果などを確認することはできなかった。

この事業は令和元年度で終了しているが、今後、同様の業務を委託により実施する場合は、委託によらなければならない理由を明確にし、委託実施により期待する効果や有効性、効果等についての検討を十分行った上で、実施方法を決定されたい。

④番場多目的グラウンドの利用推進について

当該グラウンドの利用推進については、供用開始後の利用が非常に少ない状況から前年度の監査報告書でも意見したところであるが、監査基準日における令和2年度の施設の利用実績は、計43回で施設利用料収入は39,200円であった。芝生の散水や広場植栽維持管理など施設の維持管理に係る経費は多額であり、施設の有効活用および維持管理に係る財源確保のため、引き続き積極的な施設利用の推進に努められたい。

◎前年度の監査意見に対する措置および対応の状況

前年度監査結果報告書での監査意見に対する措置状況や対応状況を確認したところ、定期監査の中で引き続き経過を確認していく必要のあるものはあるが、一定の成果を伴うものや意見を受けて対応が行われているものについては今回意見していないので、下記にその状況を記載する。

番号	令和元年度監査意見	措置および対応状況等
1	<u>立替払について【財政課、会計室】</u> ・立替払は関係法令に規定されていない支払方法 ・災害等緊急時における資金前渡の取扱いについて検討	総務省通知「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」を参考に、対応フローが作成された。
2	<u>現金亡失事故の対応について【地域協働課】</u> ・規則等に基づく適切な事務手続 ・保管現金の取扱いにおける業務マニュアルの作成	日次業務および月次業務について、収納額と釣銭を複数人数で確認することとし、変更点を含む取扱マニュアルが作成された。
3	<u>米原市自主防犯活動団体補助金（伊吹・山東防犯パトロール隊）について【防災危機管理課】</u> ・事業の効率的な実施方法について検討	伊吹・山東防犯パトロール隊は、隊員の減少、高齢化等の理由により組織としての活動が困難なため令和2年3月に解散した。
4	<u>随意契約における事務手続について【税務課】</u> ・随契ガイドライン等に基づく適時適正な事務手続	随契ガイドライン・予算執行事務マニュアル等の徹底を共有した。
5	<u>国民健康保険短期被保険者証交付事務の適正化等について【保険課】</u> ・事務手続の方法等を検討し、必要があれば要綱改正を検討	現在、滋賀県国民健康保険市町連携会議にて交付事務の統一について検討中であり、令和2年度内に方針が決定される見込み。その結果を踏まえ、必要に応じて要綱改正を行う予定。
6	<u>行旅死亡人慰留金の取扱いについて【社会福祉課】</u> ・準公金である慰留金の適正な取扱いについて検討	民法第952条第1項の規定により、相続財産管理人による処分手続を経る必要があるが、遺留金が申立手続に必要な経費に満たないため、取扱市町村である本市の雑収入とした。
7	<u>社会福祉団体および障がい者福祉団体活動推進事業費補助金について【社会福祉課】</u> ・適時適正な事務手続の実施 ・補助対象事業費の取扱いに係る要綱改正を検討	社会福祉団体活動推進事業費補助金は、令和4年度に向けて改正について検討する。 障がい者福祉団体活動推進事業費補助金要綱を改正した。（令和3年4月施行）
8	<u>結婚相談員活動費交付金について【子育て支援課】</u> ・補助金規則に基づく交付要領となるよう改正を検討	当該交付金交付要領で規定している交付金交付申請書兼請求書の見直しおよび交付要領を改正した。（令和3年4月施行）
9	<u>補助事業における事務手続について【商工観光課】</u> ・中山道柏原宿やいと祭実行委員会補助金の補助金規則に基づく適正な事務手続	補助金規則に基づき正確な事務執行に努める。

10	<u>林地台帳等閲覧手数料に係る事務手続について【林務課】</u> ・ 調定漏れ ・ 所属内でのチェック機能の向上に努め、適正な事務手続の実施	毎日の終礼時に手数料の収入事務の有無を担当者に確認し、未調定がないかチェックする。
11	<u>手数料等収入事務に係る事務手続について【環境保全課】</u> ・ 調定漏れ ・ 所属内でのチェック機能の向上に努め、適正な事務手続の実施	納付済通知書の保管場所を定め、月初めに管理職が仮集計を行い、毎月調定することを徹底した。手順書を作製し、検証を行っている。
12	<u>まいばら協働提案事業補助金（木の駅いぶき実行委員会）について【環境保全課】</u> ・ 補助金規則に基づく適正な変更申請手続の実施 ・ 所属内におけるチェック機能の強化	補助申請時に必要書類等の確認を徹底するとともに、実績報告時に軽微な変更となるか判断することで、補助金規則等に基づく事務手続きを行う。
13	<u>土地貸付収入事務の適正化について【建設課】</u> ・ 調定漏れ ・ 業務マニュアル作成や貸付け等に係る一覧表の作成を検討	貸付け等に係る一覧表を作成し、確認を行っている。
14	<u>下水道事業受益者負担金について【上下水道課】</u> ・ 市として統一した負担金額の改正を検討	下水道審議会で先行して下水道使用料の改定について議論しており、その後、受益者負担金についても議論する予定である。
15	<u>人権教育推進協議会活動事業補助金【生涯学習課】</u> ・ 補助金要領に基づいた事務手続を行うか、または要領を改正するか検討	補助金要領を改正した。（令和３年４月施行）
16	<u>伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団補助金について【生涯学習課】</u> ・ 交際費は補助対象外経費とすべき ・ 補助金要領の改正を検討	交際費については、補助対象外として運用している。補助金要綱を改正した。（令和３年４月施行）
17	<u>スポーツ協会事業補助金について【生涯学習課】</u> ・ チェック体制の強化と適時適正な事務手続の実施	チェック機能の強化に向け、スポーツ協会事務局担当者と補助金事務担当者をそれぞれ配置した。
18	<u>はにわ館施設使用料の納入について【図書館・はにわ館】</u> ・ 使用料条例に基づく適時適正な事務手続の実施	許可書の送付時に納入通知書を同封する。

第4 　むすび

定期監査の執行に当たっては、監査調書および関係諸帳簿についての事前調査を行い、その結果を踏まえて所属長および関係職員へのヒアリングにより実施した。一連のヒアリング等を通じて、多様化する市民ニーズへの対応や様々な地域課題の解決に向けて努力されていることがうかがえた。特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に追われ、一部通常の予算執行が行えない状況となり、行事や事業の延期、中止など事業の大幅な変更等を迫られることとなった。また、感染症拡大防止への取組や地域経済の活性化対策など、市独自の支援策「市民のくらし緊急対策」として各種事業が実施されており、例年とは異なる対応に職員は一丸となって取り組まれていた。

しかしながら、本報告書に記載したとおり、一部の事業の実施状況や事務手続においては、改善等の対応が必要な点が見受けられた。各所管課においては、事務手続が形骸化していないか、過剰な制度設計になっていないかなどを再検証し、必要であれば制度や基準等の見直しを検討されたい。今後も、新型コロナウイルス感染症に伴う企業活動や市民生活の変化が続くものと予想され、市には柔軟で臨機応変な対応が求められることから、法令順守を徹底し、適時適正な事務執行に努力していただきたい。また、平成29年の法改正により、あらかじめリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ適正に業務を遂行することが、より一層求められており、指定都市以外の市町村においては、内部統制に関する基本方針の策定等が努力義務とされたところであるが、本市においては現在のところ未策定となっている。

今年度の定期監査においても、本市には多くの事務リスクが存在することを改めて確認した。業務を適正に遂行するため、各部署においては関連法令や条例などに基づく要綱やマニュアルを作成し、一定の範囲で内部統制が存在していると考えるが、今後はこれらを更に可視化し、業務に係るリスクを分析して過不足を適正化し、全庁的に取り組んでいくことが必要である。しかしながら、業務負担が増える過度な文書化や統制は避けるべきであり、まずは重要性の大きいリスクに対し優先的に取り組まなければならない。市に求められる行政サービスは、新型コロナウイルスへの対応を含め、これまで以上に複雑かつ多様化しており、これに伴い事務処理のリスクが増大することが懸念されることから、まずは長が組織的な取組の方向性を策定し、内部統制に関する方針として公表するところから始め、事務事業等の適正な執行に努めるとともに、全庁的なマネジメントの下で、内部統制がより実効性のあるものとなるよう取り組んでいただきたい。

また、基本的なことではあるが、人事異動における事務引継により業務の継続性を図ること、所管課決裁および関係課合議等によりチェック機能を高めること、協議記録の作成により意思決定の経過を明らかにして説明責任を果たすことは重要なことである。

最後に、定期監査のヒアリングを通じて、各所管課には都度意見や要望を伝えてきたが、本報告書に全て記載したわけではない。よって、その際伝えた意見も含めて今回の監査結果の意見に対する措置を速やかに講じていただきたい。